

川崎市子どもの権利委員会から 市長が答申を受けました

令和4（2022）年12月に市長から川崎市子どもの権利委員会に対し諮問いたしました「相談及び救済機関の利用促進」について、本日、答申を受けましたので、お知らせいたします。

1 日時 令和7年4月25日（金） 11時15分～11時30分

2 場所 市長応接室（川崎市役所本庁舎 7階）

3 出席者

・第8期川崎市子どもの権利委員会

委員長 すずき ひでひろ 鈴木 秀洋（日本大学 教授）

副委員長 かとう えつお 加藤 悦雄（大妻女子大学 教授）

他 委員4名

（計6名出席）

・川崎市

川崎市市長、こども未来局長 他

4 答申（提言）内容

提言1 子どもの権利を基盤とした相談・救済機関としての情報の伝え方等の多層・多様性の実現

提言2 相談・救済に関する各種取組への絶え間ない検証・効果測定の実現

提言3 相談・救済機関によるキャッチ・受け止め・つなぎ・連携・フィードバック等の一連の流れの
能力向上の実現

提言4 相談・救済機関の選択肢を拡充し、利用促進のための環境整備の実現

提言5 子どもの相談・救済を担う人の待遇改善と人員増員、充実した研修内容の実現

5 今後の予定

この答申を受けて市で取組を検討し、その措置状況を令和8年度中に公表します。

6 当日の写真



鈴木委員長（左側） 福田市市長

※手交の様子について写真提供できますので、御連絡ください。

問合せ先

川崎市こども未来局青少年支援室 湯川

電話 044-200-2689

子どもの相談及び救済機関の利用促進

(答 申)

令和7（2025）年 4月

川 崎 市 子 ど も の 権 利 委 員 会

令和7年4月25日

川崎市長 福田 紀彦 様

川崎市子どもの権利委員会
委員長 鈴木 秀洋

子どもの相談及び救済機関の利用促進（答申）

川崎市子どもの権利委員会は、令和4年12月27日付け4川こ青第785号での諮問「子どもの相談及び救済機関の利用促進」に関して、2年にわたり調査及び審議を行った結果、次のとおり答申します。

目次

第1章 第8期川崎市子どもの権利委員会の答申にあたって

1 川崎市子どもの権利委員会による検証について -----	1
2 諮問内容に対する受け止めについて -----	1
3 諮問に対する権利委員会の取組について -----	2

第2章 子どもを取り巻く状況

1 ヒアリング調査から -----	3
2 権利委員会による対話から -----	7
3 権利委員会から -----	11

第3章 子どもの相談及び救済機関の利用促進について

1 提言にあたって -----	12
提言1 -----	13
提言2 -----	15
提言3 -----	22
提言4 -----	24
提言5 -----	26

第4章 資料編

1 第8期川崎市子どもの権利委員会への諮問書（写） -----	28
2 第8期川崎市子どもの権利委員会による諮問から答申までの流れ -----	29
3 ヒアリング調査について -----	30
4 行政職員・関係機関運営団体等との対話調査について -----	31
5 第8期川崎市子どもの権利委員会等の開催状況 -----	32
6 川崎市子どもの権利に関する条例 -----	34
7 第8期川崎市子どもの権利委員会委員名簿 -----	42

第1章 第8期川崎市子どもの権利委員会の答申にあたって

1 川崎市子どもの権利委員会による検証について

「川崎市子どもの権利委員会（以下「権利委員会」という。）」は、「川崎市子どもの権利に関する条例（以下項目名等を除き「条例」という。）」に基づいて設置され、令和4（2022）年10月には、第8期権利委員会が発足した。

令和4（2022）年12月に、条例第38条第2項の規定に基づき、市長から、「子どもの相談及び救済機関の利用促進」を表題とする諮問がなされた。第8期権利委員会においても、第7期までの活動を継承しつつ、今回の諮問について検証等を行った。

権利委員会による検証は、人権、教育、福祉等の子どもの権利に関わる分野において学識経験のある者及び公募の市民で構成されるメンバーが、市長からの諮問を踏まえ、行政・市民とのパートナーシップに基づいて行っている。検証に当たっては、常に川崎市内の子どもと子どもを取り巻くおとなの現状から出発するため、「川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査（以下、実態・意識調査という。）」等の分析と行政や市民との対話をベースに行うことを特に留意してきた。

具体的には、①子どもの現状把握に関する実態・意識調査等の結果分析を踏まえたヒアリング調査、②子育てや教育等に関わる施策（事業）を担当する行政の所管部署及びそれに関連する事業者や団体との対話調査を行い、それらを踏まえて、子ども施策の進展に向けた提言を行った。こうした検証のプロセスは、市の子ども施策全般が、子どもの最善の利益に基づいて推進されていくために、子どもの思いや考え、子どもを取り巻く課題を行政・市民間で共有しながら解決していくうえで、どれも必要不可欠なものである。

なお、条例は、平成元（1989）年11月20日に国際連合総会で採択された「児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」という。）」の理念に基づいて制定されたものであるが、権利委員会の検証は、国際連合の機関として子どもの生命と健全な成長を守るために活動しているユニセフが「子どもにやさしいまち」として定義する「子どもの声やニーズが政策や計画の策定・推進に必要な不可欠なものとなっているまち」に、川崎市が合致するための重要な取組であると考えている。権利委員会の検証や提言が、川崎市の子ども施策について、より子どもの権利に即し、これを保障するものとして、立案・実施されていくうえでの「基軸」になるものと期待している。

2 諮問内容に対する受け止めについて

当該諮問は、第3期の諮問（子どもの相談及び救済について）と重なる。そこで、当該諮問を受けたときに私たちの中で議論した点は大きく2点ある。一つは、第3期と同じような答申とならないような工夫が必要ではないかということである。もう一つは、相談・救済機関の射程である。

まず、一つ目の諮問の重なり合いについて、子どもにとって大切なことは変わらないのであり、3期の答申に縛られず、同じ指摘が必要な課題は、社会情勢の変化や川崎市の取組を現時点で私たちの目でしっかり確認をしつつ、同じ課題の指摘が必要であればその旨をきちんと指摘して改善を求めることが必要であるとの委員会での総意があり提言のまとめ方については工夫をしている。

次に、二つ目の諮問の射程範囲について狭い意味で相談や救済機関をとらえてしまうと、きわ

めて専門的かつ技術的な提言となってしまいます。目の前の子どもたちからすれば、例えば、保育園・幼稚園・小中学校等、ひろばや、居場所、一時保護所等での職員等との会話などでの相談等も含めて、こうした機関も第一次的な相談・救済機関と広くとらえて権利保障の状況を確認することが条例の趣旨に合致するとの委員会での総意があった。

こうした観点から、この8期の諮問を受け止め、以下の取組を行ってきた。

3 諮問に対する権利委員会の取組について

権利委員会は、条例の更なる浸透を期し、子どもの置かれた実情を可能な限りの確に把握するよう努め、子どもや子どもに関わる人々の声を受け止めるべく、ヒアリング調査や対話調査を通じて検証を行うことに留意してきた。諮問の検証についても、子どもの権利の視点から、権利委員会・市民・行政のパートナーシップに基づいて行っている。

権利委員会の検証は、多くの自治体が入り込んでいるPDCAサイクル（Plan＝企画立案、Do＝実施、Check＝評価、Action＝見直し・改善）という施策の評価システムを踏まえつつ、それをより実効的に進めるものである。この検証のプロセスでは、子どもをはじめとする市民参加が重視される。子どもは、子どもの権利条約や条例で示されているように、権利の主体であり、当事者である。施策に子どもが参加することが不可欠であることはもとより、その検証においても、子どもの権利がどこまで保障されているのかについて、行政の自己評価のみならず、子どもをはじめとする当事者参加の下でこれらがなされることが重要である。こうした検証のプロセスは、子ども施策を子どもの権利の視点から改善していくためのサイクルに重きを置くものである。

具体的には、定期的に川崎市が実施している実態・意識調査において、川崎市の子どもの実態や意識について経年変化の状況を把握している。今期は、令和4（2022）年6月から7月にかけて実施され、これまでの調査結果との比較、今回の諮問との関連、さらには時代に即した意識の変化も検討できるよう質問項目が設定された。この実態・意識調査については、令和5（2023）年3月に報告書が公表された。

この実態・意識調査は、子ども・おとな・市立の施設等の職員を対象とし、無作為抽出法でアンケート調査を行っているが、統計的な調査では把握しづらい実態・意識を補足的に調査するために、令和5（2023）年6月から7月にかけて市立高校定時制居場所カフェを利用する子ども、多摩市民館子育て支援啓発事業「外国人の子育てひろば」の利用者、ゆうゆう広場に通う子ども、川崎市子ども会議に参加する子ども、地域子育て支援センターの利用者、障がいのある子どもと保護者、一時保護所の子どものことについて、委員が出向いてのヒアリング調査を行い、令和6（2024）年5月にヒアリング調査の報告書を公表した。併せて、同年5月から6月にかけて、上記のヒアリング先で子どもや利用者と接する職員・スタッフ、さらに子ども夢パークのスタッフ、市民オンブズマン事務局人権オンブズパーソン担当（以下「人権オンブズパーソン担当」という。）の職員、ヤングケアラー所管部署（こども未来局企画課）職員を対象として対話調査を実施した。また、同年12月の権利委員会全体会においても市民オンブズマン事務局（人権オンブズパーソン、人権オンブズパーソン専門調査員、人権オンブズパーソン担当職員）及び教育委員会事務局教育政策室（政策推進担当、人権・多文化共生教育担当）との対話を実施した。

この「対話」は、従来、権利委員会が実施している手法で、いわゆるヒアリング調査や意見聴取と異なり、相互に建設的に意見交換をして子どもの権利の実態・意識、さらには子ども施策の成果

や課題について共通認識を持ち、これを深めるものとして実施している。

こうした活動を行いながら、諮問について検証し、提言に向けて審議した。

第2章 子どもを取り巻く状況

1 ヒアリング調査から

子どもや保護者を対象とした7か所のヒアリング調査結果について、次の4つの視点から分析し、相談・救済機関の利用当事者の視点から、相談・救済をめぐる課題について明らかにした。

- | |
|-------------------------------------|
| ① 相談をどのように捉えているのか |
| ② 相談しようと思ったとき・実際に相談したときに起きたことや感じたこと |
| ③ 子どもや保護者が相談に対して望むこと |
| ④ ヒアリング先の特徴に即した相談の課題 |

(1) 子どもや保護者は相談をどのように捉えているのか

子どもや保護者にとって、相談するという行為には、いくつかの意味合いが含まれている。相談した経験（相談内容）等に関する回答を分類してみると、①回答のほしい内容（解決したい課題）がある程度定まっている状況下での、特定の専門家に対する相談、さらに問題が起きた時のために備えておく行為と、②悩み事や気持ちを打ち明けて聴いてほしい、困りごとに対して一緒に考えてほしい状況下での、立場を同じくする身近な人に対する相談に分けることができよう。

そして、以上のような経験に共通する点として、当然ではあるが、いま自分が直面している課題、悩みや困りごと、不安な気持ち等に対して、「信頼できる人とつながり、受け止めてほしい・応答してほしい」という主体的な思いや行動を認めることができる。

表1 子どもや保護者は相談をどのように捉えているのか

相談への期待	ヒアリングにおける語り
1 回答のほしい内容（解決したい課題）がある程度定まっている状況下での、特定の専門家に対する相談、さらに問題が起きた時のために備えておく行為	<ul style="list-style-type: none">・「不登校のことを相談したり、家庭での問題などを、スクールカウンセラーや病院のカウンセラーに相談した」（居場所カフェ）・「病気などのことは病院の先生に相談する」（ゆうゆう広場）・「子どもの病気については、医師につながる電話相談を利用した」（地域子育て支援センター）・「子どもの成長に不安があった時も、定期的に保健師から電話や訪問があり、必要に応じて栄養士も一緒に来て相談できた。病気については、専門医のいる病院などのアドバイスもしてくれた」（地域子育て支援センター）・「チャイルドラインに電話したがつながらず、児童相談所に電話した」（一時保護所）・「小学校入学時に総合教育センターに相談した」（支援学校）・「スクールカウンセラーといのちの電話については、利用したことがある」（子ども会議）・「LINE相談を利用したことがある」（一時保護所）・「LINE相談は登録していたことがある」（ゆうゆう広場）

<p>2 悩み事や気持ちを打ち明けて聴いてほしい、困りごとに対して一緒に考えてほしいときの相談</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「友だちには相談というより、話を聴いてもらう感じで、共感してもらえる安心感を求めている」（居場所カフェ） ・「パートナーや同じルーツの友人に相談する」（外国人子育てひろば） ・「出身地が同じ先輩が近くに住んでいて、子育ての先輩でもあるので、よく相談する」（地域子育て支援センター） ・「パートナーや親、地域子育て支援センターのスタッフ、みまもり支援センターの職員など、身近な人や地域で相談できる場所や人がいる」（地域子育て支援センター） ・「子育て広場で相談することも多い」（外国人子育てひろば） ・「親に話をしたり、ゆうゆう広場のスタッフ、友達に話を聞いてもらう」（ゆうゆう広場） ・「親や先生、友だちや近所の大人に相談している」（子ども会議） ・「困ったことがあった時は、家族や学校の先生に相談している」（支援学校）
---	--

(2) 相談しようと思ったとき・実際に相談したときに起きたことや感じたこと

子どもや保護者は相談しようと思ったときや、実際に相談したときに、どのような経験をしたのだろうか。ヒアリング調査結果を分類すると、①相談することに障壁があった・相談を思い止まってしまった、②相談したが失望させられた・あまり役に立たなかった、③思い切って相談したことにより、よい結果につながった、の3点に整理することができた。

表2 相談しようと思ったり、実際に相談したことで生じたこと。感じ・考えたこと

相談をめぐる経験	ヒアリングにおける語り
<p>1 相談することに障壁があった・相談を思い止まってしまった</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・病院に相談したいときも、日本語のみの対応の場合はパートナーなどに頼らなければいけない（外国人子育てひろば） ・コロナ禍で対面相談が制限されることもあり、相談したいタイミングで相談できないこともあった（居場所カフェ） ・病気やコロナの時に、誰に相談したらいいかわからなかった（外国人子育てひろば） ・スクールカウンセラーは予約が取りにくい。大事なことじゃないと相談しようと思わない。忙しそうで話しかけづらい（子ども会議） ・自由に使える電話がないのでかけられない（子ども会議） ・友だちが悩んでいることで相談したいと思ったことがあるが、勝手には相談できない（子ども会議） ・成長に応じて「自分で解決しなければ」という気持ちも大きくなっていく（子ども会議）

<p>2 相談したが失望させられた・あまり役に立たなかった</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・悩みを相談しても「そういうことを考えなければいい」と言われ、なんの解決にもならないことがあった（居場所カフェ） ・小学校入学時に総合教育センターに相談したが、予約するのに時間がかかるなど面倒な経験をしたため、その後は利用していない（支援学校） ・親との関係がうまくいかず、LINE相談を利用したが「自分でしたことを考えてみて」とのアドバイスで、何でそんな答えだったのかがっかりしたし、利用しても解決しないと呆然とした（一時保護所） ・親の急な病気で、救急車を呼んだが、警察も来て十分な説明もなく、保護所につれてこられた（一時保護所）
<p>3 思い切って相談したことにより、よい結果につながった</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・小学生の時の友だちとのトラブルで納得いかない出来事があったが、何度も先生と話し合うことで理解してもらったので、その後も先生に話しやすかった（居場所カフェ） ・家庭の事情について悩みがあった。習い事の先生に教えてもらって、チャイルドラインに電話したが、電話が繋がらず、保健室に貼ってあったポスターを見て児童相談所に電話した。話しているうちに思いがあふれて泣いてしまった。学校にも話していいか確認されて、翌日学校の先生から、学校に児童相談所の職員が来て話ができると提案されたので、学校で直接話をした（一時保護所）

相談をめぐる課題としては、第一に、相談したいと思ったにもかかわらず、「言葉の壁」「適切な相談先についての情報の欠如」「自由に使える電話の欠如」「予約の取りづらさ」「忙しそうな姿」「自分で解決しないといけない…という思い」など、相談に対する何らかの障壁のために、相談自体につながるできないという課題である。第二に、思い切って相談してみたものの、「自分で考えて」「そういうことは考えなければいい」などと一方的に言われたり、「相手側の説明不足」「予約に時間がかかったため、その後は利用していない」など、相談先の対応に失望させられたり、役に立たなかったという課題を確認できた。

一方で、よい結果につながった相談には、相談者の対応として、「何度も話し合う」など関わり続けること、子どもが自分の思いを表現できるように、子どもの話を聴き続けること、適切な相談先を丁寧に提案することを確認することができる。

(3) 子どもや保護者が相談に対して望むこと

子どもや保護者は相談について、どのようなことを望んでいるのだろうか。相談時に望むことに対する語りを分類した結果、次のように整理することができた。

- (1) 相談先の環境や対応、相談方法に関する内容
 - ①話しやすい人や雰囲気
 - ②気持ちを共有しやすい人同士で話せること
 - ③いろいろな形の話しやすさ（対面、チャットやLINEなど）
- (2) 相談することへの障壁を減らすこと・取り除くこと
 - ①気軽に行ける身近な場所にあること
 - ②相談者の特徴や求めに即した対応
 - ③どこに相談するとよいのか、わかりやすいこと

表3 相談に対して望むこと

大項目	中項目	ヒアリングにおける語り
1 相談先の環境や対応、相談方法に関する内容	①話しやすい人や雰囲気	<ul style="list-style-type: none"> ・かしこまった雰囲気のある場所よりも、子育て広場のような明るい雰囲気の場所のほうが話しやすい（外国人子育てひろば） ・身近な人で、話しやすい人（支援学校） ・電話など顔の見えない機関ではなく、直接話せるほうが子どもは相談しやすいと思う（支援学校）
	②気持ちを共有しやすい人同士で話せる工夫	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども同士のほうが話しやすいこともあるので、子ども同士で話せる場があるといい（子ども会議） ・1対1の相談というより、複数人の同じ子育て家庭などと一緒に、話をしたり聞いたりする場所があるといい（地域子育て支援センター）
	③いろいろな形の話しやすさ（対面の、チャットやLINEなど）	<ul style="list-style-type: none"> ・電話より直接会って話したい（居場所カフェ） ・電話よりチャット形式のほうが話しやすく、LINEはとても便利なので、悩みの解決につながるなら相談したい（ゆうゆう広場） ・自由に使える相談ツールなど、いろいろなバリエーションがあるといい（子ども会議）
2 相談することへの障壁を減らすこと・取り除くこと	①気軽にに行ける身近な場所にあること	<ul style="list-style-type: none"> ・相談したいと思った時に気軽にに行ける場所なら行きやすい（居場所カフェ） ・区役所など比較的近くにあって、子育てについてなど気軽に相談できる場所（地域子育て支援センター）
	②相談者の特徴や求めに即した対応を	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある子どもは、活舌が悪い場合もあるし、思っていることを言葉や文章にすることが困難な場合もあり、電話相談やチャット相談は困難である（支援学校） ・公共サービスの翻訳サイトは見づらいものが多く、ほしい情報に辿りつけなかったり、正しくない翻訳の場合が多い（外国人子育てひろば） ・公共サービス窓口や相談機関では外国語対応が不十分なため、相談機関を利用することがない（外国人子育てひろば） ・小学生は電話する勇気が必要で、電話代がかかることも心配（居場所カフェ）
	③どこに相談するとよいのか、わかりやすいこと	<ul style="list-style-type: none"> ・相談カードが配られても、自分の悩みに対してどこに電話すればよいのか分かりにくい（居場所カフェ） ・どのようなことを相談していいのか、参考になるような例があると分かりやすい（子ども会議） ・「相談してね」と声掛けやカードに書くよりも、「話を聞いてあげるよ、聞かせてね」のほうが、気軽なイメージで話しやすいように感じる（子ども会議） ・二次元バーコードなどがあると利用しやすい（支援学校）

(4) 子どもや保護者の特徴に応じた相談対応～子どもの権利委員のまとめから～

今回のヒアリング調査は、実態・意識調査のみでは見えづらい課題を把握するために、何らかの困難を抱えていたり、特定の状況を生きる子どもや保護者を対象に行われた。そこで、それぞれの調査先を担当した子どもの権利委員の意見を抽出することで、子どもや保護者の特徴に応じた対応の必要性を挙げておくことにする。

「居場所カフェ」の高校生からは、「日常において気軽に、対等に話ができる居場所づくり」の大切さが示された。「子ども会議」の子どもからは、「相談すると迷惑をかけてしまう」「相談することの恥ずかしさ」、中高生になるにしたがって「自分で解決しなければ、という思い」に囚われることから、相談することは子どもの権利であること、相談するとどうなるか見通しも伝えていく必要性が示された。

「ゆうゆう広場」に通う子どもからは、大人が一方向的に伝えるのではなく、本人の納得を大切にすることが示された。「支援学校」の子どもや保護者からは、障がいへの理解や配慮に基づく、身近な人による寄り添い型の相談の必要性が示された。

「一時保護所」の子どもからは、最初の相談（ファーストコンタクト）における丁寧な対応の必要性（なぜなら、最初の対応が、その後の相談に信頼を抱けるようになるか、諦めるかを左右させるから）と、子どもの声を積極的に拾う姿勢、相談することでどのような改善につながるのか見せていく必要性が示された。

「外国人の子育て広場」を利用する保護者からは、より身近な場所に情報交換できる場、翻訳を通して子育て情報を届ける必要が示された。「地域子育て支援センター」を利用する未就学の子どもを育てる親からは、同じ境遇の人同士で、気軽に話せる場の有効性が語られた。

2. 権利委員による対話から

子どもや保護者を対象とする10か所程度の相談・救済機関、さらに子どもの居場所（人権オンブズパーソン担当、川崎市南部児童相談所、教育相談センター、不登校親の会、中央支援学校、子ども夢パーク、子ども会議、定時制高校居場所カフェ、地域子育て支援センター、外国人の子育てひろば、ヤングケアラー所管部署（こども未来局総務部企画課）の職員）との対話の結果について、次の2つの視点に分けてまとめた。

(1) 子どもや保護者の状況から、今必要とされている相談・救済のあり方—子どもの権利の視点から、(2) 子どもの権利の視点に立った相談・救済体制を充実させるための基盤づくり

表4 子どもの権利の視点に立った相談・救済に求められること—現場との対話を通して

<p>■ 子どもや保護者の状況から、今必要とされている相談・救済のあり方—子どもの権利の視点から</p>
<p>1 「川崎市子どもの権利条例」に基づく相談・救済機関である「川崎市人権オンブズパーソン」に対する期待と課題</p> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・そこまで多くはない相談件数が年々減少しつつあるということである。理由として、他の相談窓口が増えたことを挙げていたが、裏付けが乏しいため、減少理由について丁寧に分析する必要があるのではないか（人権オンブズパーソン担当）。 ・相談件数の減少に対して、定規型の相談カードを配布すること等により広報活動をしているとのことであった。また、LINEなどSNSを用いた相談は、直接相談のウェットさが大事であることから、実施に向けた検討は行わないとのことであった（人権オンブズパーソン担当）。 ・人権オンブズパーソンは、条例を踏まえ、調査権限など一定の権限を有しているなど、他の相談窓口にはない特性がある。しかし、人権オンブズパーソン担当では、権限を活かした解決ができる事案で悩んでいる子どもに、支援を届かせていこうとする姿勢が十分認められなかった（人権オンブズパーソン担当）。 ・人権オンブズパーソンの特性を踏まえ、子どもが相談しやすい相談体制を構築するために、子どもの視点から効果測定を実施すること、相談の受付窓口である専門調査員の確保支援、子どもの視点からの広報活動の工夫などが求められる（人権オンブズパーソン担当）。
<p>2 相談支援を必要としていると考えられる子どもや保護者、必要な相談支援の届きづらい子どもや保護者に対して、相談支援を届かせていく工夫を講じていく必要性</p> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・不登校の子どもが増加に対して、ゆうゆうひろばの利用率が年々低下してきている。ゆうゆうひろばの存在を知らない先生もいる、という保護者の指摘もある。先生が市内の支援機関について知らなければ、子どもにも保護者にも伝えることができない（ゆうゆう広場）。 ・市内において、外国人向けの子育て支援および情報は少ない。約20年前に市内各区に設置された外国人子育てサロン等の中で、現在も運営が続いているのは多摩市民館だけである。（外国人の子育てひろば）。 ・ヤングケアラーに関しては、教職員を対象に、しっかりした内容の研修が行われている。ヤングケアラー支援は関係部局が多岐にわたることから、子どもの視点から今一度、制度的枠組みや運用の具体的流れについて、実際の事例の積み上げを通して確立していく必要がある。 ・障がいのある子どもは、自身で相談することが困難な状況にある子どもも多く、学校教員の気づきや保護者の話を通じた気づきが重要になってくる。保護者の困り感を理解することも大事である。こうした点を学ぶ教員研修や、気づきを可能にする配置基準の見直しが求められる（中央支援学校）。 ・積極的に情報収集や人とのコミュニケーションをとる人は、支援センターなどの施設があることや相談場所を知りやすいと思うが、そうでない本当に困っている人に、どのように情報を届かせるか工夫する必要がある（地域子育て支援センター）。 ・近年実感していることとして、軽度の発達障がいのある子ども（言わば、支援級に行くほどではないが、クラスになじめない子ども）の利用が多く、社会的にこうした子どもたちの居場所が不足している（子ども夢パーク）。 ・中学高校生や青年期の若者を対象にした居場所が不足している（定時制高校居場所カフェ）。高校生へのアプローチが必要と感じている。しゃべりに来たり、バンド、スポーツをすることに加え、高校生と共に企画をつくり上げること（ユースワークとしての展開）に取り組みたい（子ども夢パーク）。

3 子どもや保護者が相談しやすい雰囲気をつくり出し、子どもや保護者の“声”を聴き（受け止め）、聴いたことに対して応答し反映させていくこと

- ・一時保護所に保護してくる子供の精神的状況から、入所時の説明だけでは不十分であり、子どもの意見を聴こうとする姿勢（言ってもらえる空気感を出すことを含む）が重要であるとのことであった。児童福祉法の意見聴取等措置にも取り組んでいる（児童相談所）。
- ・意見箱を設置しているが、確認は2週間に一度となっている（なお、自ら意見を投稿したことを伝えてきた子に対してはその都度確認している）。しかし、一時保護の期間は限られていることから、確認の頻度を高める必要もあると考えられる（児童相談所）
- ・ゆうゆう広場では、子どもに対して「指導」ではなく、「支援」として寄り添おうとしている。スタッフ、相談員、大学生などのメンタルフレンドは、子どもたちには個別に、いつでも気軽に相談できるよう、体制を整えている（教育相談センター）。
- ・担当者の言葉の端々に、ゆうゆう広場は「学校復帰」を目指す場所であることが色濃く出ていることを感じた。不登校の背景は多様であることから、もっと気軽に相談できる機会をつくり、場所の選択肢を増やし、その情報を子どもや保護者に伝えていく必要がある（教育相談センター）。
- ・秘密の保持（守秘義務）に加え、他機関との連携の際は子どもへの説明責任を果たすこと、子どもと同じ目線に立つこと、解決の主体は子どもであるから、子ども自身が力を発揮できるサポートなど、子どもが活用したくなる相談・救済の場をつくり出す必要がある（子ども会議）。
- ・「相談」でなく、苦情、思ったこと、感じたことなど、何でも言えることが大事である。そのためには子どもと同じ目線で「聴く」「否定しない」という姿勢をとおして、「話し合う文化」（何でも話している、自分の思いや気持ちを出してもいい）をつくり出すことが大事（子ども会議）。
- ・おとな側の「聞いてあげる」という姿勢（支援臭）を見せず、また、子どもも聞いてもらおう、相談したいという気持ちでなく、思わず「言っちゃった」という感じで、辛いことなどを話してくれることがある（子ども夢パーク）。

4 相談を受けて解決を目指す狭義の「相談・救済機関」だけではなく、子どもや子育て当事者の居場所をつくり出し、そこで気持ちや悩みを表現したり、聴き合う関係をつくることの大切さ

- ・さまざまな相談機関や専門機関があるが、そこに行く前に、気軽に心を打ち明けられる（「相談」ではなく、何気ない「会話」の中で）スタッフのいる居場所が必要であると感じる。また、相談する場に引き継ぐというよりも、伴走する感じが大事だろうと感じる（定時制高校居場所カフェ）。
- ・面と向かって話をするというよりも、一緒に遊んだり、作業しているときなど、子どもが夢中になっているときのほうが、緊張感がほどけて、話し出すことが多い。水遊びの後の焚火の場面など（子ども夢パーク）。
- ・相談者、おとなとの信頼関係というよりも、「思いつきり遊べて楽しかった」と思うことで、子どもの感情は表に出てくる。そのために気を付けていることは、別々のことをしていても、隣（近く）で過ごすことや一緒に遊ぶことを大事にしている（子ども夢パーク）。
- ・地域の中で「行きやすい、関わりやすい」さまざまな子ども参加の場づくりが必要である。そして、必要に応じて「アウトリーチ活動」に取り組むことも大事である。そのためには地域の中の子どもの居場所に対して、子どもの権利に関するスタッフ研修も必要である（子ども会議）。
- ・若いスタッフがいると、例えば恋愛の悩みなど、気軽に相談してくるのだろう。市内に中高生や青年を対象にした居場所は不足している。音楽室などがあるこども文化センターも、中高生は設備を利用することが主となり、話しかけられるスタッフは不十分ではないか（定時制高校居場所カフェ）。

■ 子どもの権利の視点に立った相談・救済体制などを充実させるための基盤づくり

1 「相談・救済機関」や「子どもの居場所」のスタッフに対する待遇の向上

- ・子どもや保護者からの相談窓口となる専門調査員について、会計年度職員で雇用が不安定のため、人材確保に困難が生じている。予算をつけることで、有資格者であり、子ども分野の知識・経験のある職員を確保する必要がある（人権オンブズパーソン担当）。
- ・子どもを支援するスタッフが自活して生活できるような給与を保障する必要がある。子どもの場所で働く人を安く雇ってはいけない。今は NPO 法人から可能な範囲で人件費補助をしている。若者が仕事として続けられる待遇（賃金）を保障するため、行政による人件費向上が強く求められる。（子ども夢パーク）。
- ・外国人の子育てひろばは多摩市民館 1 か所であり、市内に外国人向けの子育て支援や情報が少ないため、近隣からも多くの外国人が多く参加しているにもかかわらず、外国人子育てひろばの実質的運営は地域のボランティアが担っている。交通費程度は支給しているが、ボランティアの待遇改善の必要がある。（外国人子育てサロン）。

2 「相談・救済機関」や「子どもの居場所」のスタッフに対する研修の充実（とりわけ、日々の実践内容を踏まえた職場内研修）

- ・スタッフ（とくに若いスタッフ）がストレスなどを日々シェアして、発散できるようにしている。自分の想いや感じたことを言語化することと、ミーティングで他のスタッフの発言などを聞いて学び合っている（1日2回引継ぎをベースとしたミーティングを実施）（子ども夢パーク）。
- ・それぞれのスタッフが動いているので、関わった子どもに感じたこと、自分ならどう対応するか、対応するタイミングなどについて相互にふり返っている。一人の子どもを複数の目で見ること、対応の理由や根拠を考え、意見を述べ合うことで学びを深めている（子ども夢パーク）。
- ・外国人の子育てひろばの実質的運営は地域のボランティアが担っているが、現在はボランティアの研修などもなく運営に当たっている。待遇改善はもとより、一定の研修期間を設ける必要がある（外国人の子育てひろば）。
- ・ヤングケアラーに関する研修（研修内容もしっかりしている）を実践していることは評価できる。研修をとおして、ヤングケアラーをキャッチできる教職員が増加しているのか、教職員のレベルを絶え間なく向上させていく仕掛けや効果測定が必要である（こども未来局企画課）。

3 その他：関係機関による連携の必要性、能動的に声を挙げる力の育成、川崎市内における子どもの居場所の充実等

- ・市民によるちょっとした意見、あったらいいなの声を表現し、届けることで、相談・救済や居場所の質は向上していく。市民として声（文句ではなく、建設的な改善点や改良点）を上げることが必要である（地域子育て支援センター）。
- ・子ども期において、子どもの権利のうち「参加する権利」を重視し、経験する機会を作り出すことで、受け身ではなく、能動的に物事を考えることのできる大人を一人でも多く育てていくことが必要である（地域子育て支援センター）。
- ・不登校の子ども支援を充実させるために、教育委員会だけでなく、健康福祉局や子ども未来局、フリースクールや親の会など民間団体との連携を進めていくことが必要である。また、気軽に相談できる機会や居場所の選択肢を増やしていく必要がある（教育相談センター）。
- ・人口15万人に対して1か所くらいプレーパークがあるとよい。現実的には子ども文化センターのように活用するかが問われてくる。また、子ども文化センターにおいて、午前中の子どもがいない時間帯に、不登校の子どもが過ごせる居場所づくりができるとよい（子ども夢パーク）。

3 権利委員会から

第1章で述べたが「目の前の子どもたちからすれば、例えば、保育園・幼稚園・小中学校等、ひろばや、居場所、一時保護所等での職員等との会話などでの相談等も含めて、こうした機関も第一的な相談・救済機関と広くとらえて権利保障の状況を確認することが条例の趣旨に合致するとの委員会での総意があった」。そのことを前提に、相談機関の利用状況が減少しているという現状には、選択肢を増やす・環境整備という視点になるが、学校を含めた「子どもの居場所」で、「子どもに寄り添い」「何気ない子どものサインに気づき」、然るべき相談機関と連携していくことが求められる。

「対話調査」の中でかわさき子ども夢パークの職員から語られた「子どもと一緒に活動したり遊んだりしている中で、緊張感がほどけて話をしてくれる」ことはおそらくどこの「居場所」でも共通して言えることであろう。

また近年増加している「不登校の児童生徒」に関しては、子どもが育ち、学ぶ施設の「環境」と密接に関わる問題であるため、ここで触れておきたい。

2024年10月に発表された川崎市の令和5年度の「川崎市立小・中学校における児童生徒の問題行動・不登校等の調査」における不登校児童生徒数は、小学校では1,435人、中学校では1,826人でともに過去最多であった。

同調査結果の「不登校児童生徒について把握した事実」（複数回答可）では、「不安・抑うつ」の相談があったが小学校600、中学校774と最も多く、次に多いのが「学校生活に対してやる気がない等の相談があった」で、小学校347、中学校524となっている。

川崎市教育委員会は2024年7月に「不登校対策の充実に向けた指針」を策定した。その方向性1「チーム学校による校内支援の充実」の「取組1」では、「全ての児童生徒にとって、自分の所属する学校や学級が、安心していきいきと過ごせる居場所となるよう、『魅力ある学校づくり』『魅力ある学級づくり』に向けた取組を進めます」としている。

子どもたちが1日の大半を過ごす学校が、一人ひとりの子どもにとって「安心していきいきと過ごせる居場所」であるための環境づくりがまず優先されるべきである。そのための具体的な対応に基づく検証がなされていくことで、子どもたちにとっての「魅力ある学校」「魅力ある学級」がつくられていくのではないかと。

かわさき教育プラン第3次実施計画にもとづく教育施策についても、常に川崎市子どもの権利条例に立ち返り、関係部署、機関とともに丁寧に確認しながら進めてほしい。

また諮問でも触れている第3期の提言で指摘された点（この14年で）前進しているのか。例えば、13頁の「スクールソーシャルワーカーの拡充を検討」、19頁の「相談窓口としてのこども文化センター活用」についてであるが、スクールソーシャルワーカーは、第3期の当時から各区に2名配置され前進はしているが、最低各中学校区に1名は必要と考える。しかし現状、スクールソーシャルワーカーは教員免許＋社会福祉の知識が必要とされながら安定的な処遇からはほど遠い。

こども文化センターは現在指定管理者制度になっているが、集客数だけでなく、多様な子どもたちの居場所として機能しようとしているのか、担当行政機関の役割が求められている。

第3章 子どもの相談及び救済機関の利用促進について

1 提言にあたって

毎年思う。この提言が川崎にかかわりのあるすべての子どもたちの環境を少しでも改善するものとなるようにと。

第8期を迎える今期の委員会は、令和4（2022）年に市長から「子どもの相談及び救済機関の利用促進」をテーマとして諮問を受けた。ヒアリング調査、対話を重ね、課題や展望の析出に努めてきた。子どもを取り巻く状況については、第2章にまとめたとおりである。

さて、諮問にのっとり、子どもに関する施策における子どもの権利の保障の状況について、5つの提言をまとめた。一つめは、子どもの権利を基盤とした相談・救済機関としての情報の伝え方等の多層・多様性の実現について、二つめは、相談・救済に関する各種取組への絶え間ない検証・効果測定の実現について、三つめが相談・救済機関によるキャッチ・受け止め・つなぎ・連携・フィードバック等の一連の流れの能力向上の実現について、四つめが相談・救済機関の選択肢を拡充し、利用促進のための環境整備の実現について、五つめが子どもの相談・救済を担う人の人員増員・待遇改善の実現についてである。

今回の諮問は第3期の諮問と重なる面がある。当時の答申との比較をしてみしてほしい。同じ提言がなされてはいないか。また前回の第7期答申とも比較してほしい。果たして同じ提言が繰り返されてはいないか。私たち委員は、多面的かつ具体的な提言を行っている。果たして連続して同じ提言が繰り返されているとしたら、それはなぜなのか。子どもの権利条例先進自治体である川崎市は、これまで他の自治体の目標とされてきた。しかし、現在では、川崎市と同様の子どもの権利条例を有し、仕組みを進化させている自治体は少なくない。もちろん、他の自治体との比較は必須ではなく、また条例を改正する必要があると言っているのではない。川崎市民が、川崎市の子どもたちがどのように感じているかが重要であり、その点を私たち委員は丁寧に汲み取ってきたつもりである。

川崎市が誇りとしてきたこの条例制定趣旨に則り、徹底的に子ども側の視点に立って私たちは議論を重ねてきた。子どもたちの相談及び救済機関の利用促進との切り口から、私たちは、子どもたちの笑顔を増やしていくための提言をまとめた。

この提言をどのように受け止め、市政に反映させるか、ボールは川崎市にある。提言が川崎市政に反映され、子どもたちに届くことを願う。

【提言 1】 子どもの権利を基盤とした相談・救済機関としての情報の伝え方等の多層・多様性の実現

- 1 子どもの権利の普及・啓発を含めアクセスしやすいあり方の工夫に取り組む必要
- 2 安心してなんでも話せる場づくり、関係づくりに努める必要
- 3 困難な立場に置かれている子どもの相談・救済をより積極的に行う必要

川崎市においては、人権オンブズパーソンをはじめ様々な内容に対応した相談窓口が設置され、子どもの相談・救済が進められている。子どもの相談・救済を効果的に行うためには、子どもの権利の保障を図る川崎市子どもの権利に関する条例を共通の基盤とし、子ども自身が問題解決の主体としての視点をもつことが必要である。また、各相談・救済機関同士の協働、連携に努め、子どもの最善の利益を確保することが重要である。

1 子どもの権利の普及・啓発を含めアクセスしやすいあり方の工夫に取り組む必要

令和4（2022）年度のアンケート調査や第8期の子どもへのヒアリングでは、相談しない理由として「迷惑をかけたくない、恥ずかしい、自分で解決しなければならない」等の意見があり、相談・救済について子ども自身が権利行使として十分に理解していないことがうかがえた。したがって子どもの相談・救済の諸活動が子ども側にわかりやすく伝えられているかどうかを検討することが必要である。権利行使の主体である子ども自身が自分の権利について理解し、安心して子どもの相談・救済機関を活用できるようにするための工夫がさらに求められる。それに加えて、話しやすさのための工夫—対面、チャットや LINE などの多様な相談方法—、気軽に行ける身近な場所、身近でいつでも対応してくれるなど、相談者の特徴に即した様々な取組が求められる。さらに、どうすれば相談・救済機関に親しみをもち、アクセスしやすくするかについて、子どもに寄り添い子どもの意見を反映し参加を促しながら充実した取組を展開していくことが大切である。それが子どもの意見を聴かれる権利を保障し子どもの最善の利益を図る相談・救済につながると思われる。

2 安心してなんでも話せる場づくり、関係づくりに努める必要

令和4（2022）年度のアンケート調査や第8期の子どもへのヒアリングでは、相談・救済に求められることとして、「親切で信頼できること、自分のことを認めてくれて否定されないところ、自分と同じ立場の人が話を聞いてくれること、自分のことをよく知っている人」等を望んでいることが示された。子どもにとっては「なんでも話していい、自分の思いや気持ちを出してもいい」ができる居場所があり、そこで子どもが周りに頼ったり、安心して SOS を出すことが子どもの相談・救済が行われるため重要である。それに加えて子どものプライバシーと秘密の保障のための実際的措置をとることや相談や救済を求めたのが実際の問題解決につながるのを実感できるような機会を設けるなど、子どもが安心して相談・救済にかかわるための工夫が求められる。

3 困難な立場に置かれている子どもの相談・救済をより積極的に行う必要

第8期の子どもへのヒアリング調査や関係機関等との対話調査では、困難な立場などに置かれている子ども—中高生を対象にした居場所づくり、不登校の背景の子ども、軽度の発達障がいの子ども、多様な文化的な背景・国籍をもつ子どもなど—が、相談ができるような機会と場所の選択肢を増やし、その情報を子どもや保護者にどのように提供していくかが今後の課題として指摘された。困っていても声を上げることが難しい状況の子どもに対し、より積極的な相談・救済を行うことが求められる。ニーズに応じた居場所づくりやアウトリーチ、モニタリング活動などを通して子どもが置かれている環境を理解し、権利侵害を防ぐ積極的な取組が必要である。

【提言 2】相談・救済に関する各種取組への絶え間ない検証・効果測定の実現

- 1 人権オンブズパーソンにおいて相談の減少傾向の分析、広報物の効果測定、テキストベースも含めた様々な相談方法の検討の必要
- 2 児童相談所において、虐待通告に関する広報の効果測定、意見聴取等措置に関する調査、一時保護児童の権利擁護に関する調査の必要
- 3 行動計画の自己評価について客観的・定量的な目標設定をした上で、今後取り組むべき課題を検討する必要

1 人権オンブズパーソンにおいて相談の減少傾向の分析、広報物の効果測定、テキストベースも含めた様々な相談方法の検討の必要

本答申は幅広く相談・救済機関の利用促進について扱うものであるが、その中でも人権オンブズパーソンは相談・救済機関の中核をなすべきものである。特に、条例 35 条は「子どもは、川崎市人権オンブズパーソンに対し、権利の侵害について相談し、又は権利の侵害からの救済を求めることができる。」と規定しており、条例においても重要な機関と位置付けられている。

人権オンブズパーソンは実際の相談・救済活動に加え、広報・啓発についても行っているが、以下の点でその分析・効果測定が不足しており、その点の改善が利用促進につながると考えられる。

(1) 相談の減少傾向の分析不足

人権オンブズパーソンへの相談は年々減少しているものの、平成 30 年は相談件数が上昇している。この増加に至る理由を分析することによって、相談減少への対策の検討の一助となると考えられる。

この点について所管の事務局にあたる人権オンブズパーソン担当は、相談の減少傾向は認識しており、広報には取り組んでいるが結果に結びつかないこと、減少傾向にある理由として人権オンブズパーソン制度の開始当時に比べて現在は窓口が増えたことと分析していること及び社会のデジタル化によって子どもを含めた社会全体が大きく変化したことを述べていた。

また、上記平成 30 年の相談件数の増加の理由については平成 30 年度報告書を踏まえ「権利侵害がないと思われる相談」が 23 件増加したことが原因であるとの回答がなされたが、何故そのような相談が増えたかについての回答はなされなかったものであって、真に原因の究明が尽くされていない状況であった。

辛辣な表現となってしまうが、人権オンブズパーソン担当において、相談の減少傾向について検討が尽くされているとは言い難い。

「人権オンブズパーソン制度の開始当時よりも相談窓口が増えた」という言説も、仮説にすぎず、人権オンブズパーソン担当において、制度開始当時に相談していたどのような層が、人権オンブズパーソンに相談せずに、どのような相談窓口に相談するようになったのかといった仮説に対する分析はなされていないようである。

また、人権オンブズパーソンは、条例を踏まえ一定の権限（強制力はないが、条例に規定された市の事業として調査権限を有し、他方で市民には調査に協力する努力義務が課されて

いる)を有しており、他の相談窓口にはない特性がある。たとえ上記言説が真実だとしても、そのような権限特性を活かした解決ができる事案で悩んでいる子どもがいないか、そのような子どもに届く広報・啓発ができてきているのかなど、改善の余地はあるだろう。

そのような真摯な分析、検討が尽くされていないことに危機感を覚えざるを得ない。

加えて、人権オンブズパーソン担当は上記のとおり社会のデジタル化によって子どもを含めた社会全体が大きく変化したことが相談数減少の要因であると整理し、相談機関もこれらに適宜対応することが大切であると考えつつも、川崎市の人権オンブズパーソン制度のシステム環境・組織体制等がデジタル化する社会を想定したつくりになっていないため、社会の変化の速さに相談機関が十分に追いつけないと見解を述べている。その一方で、後述のSNSなどを使用したテキストベースでの相談については現時点の勤務体制では不可能であると結論づけてしまっている。

第7期権利委員会においては条例の検証を行ったが、そこで述べられたとおり、条例に規定されたことをやっていることでよしとするような、一種の形骸化が進んでいるように思われる。

人権オンブズパーソン担当においては、「人権オンブズパーソン制度の開始当時よりも相談窓口が増えた」という言説に落ち着かず、そのような言説は正しいのか、仮に正しいとして人権オンブズパーソンの特性を踏まえ改善を検討されたい。

(2) 広報物についての効果測定の不足、訪問事業の体制整備

人権オンブズパーソンにおいては、子どもあんしんダイヤルを記載した定規型の「相談カード」を配布している。これは他の相談窓口の作成する紙の相談カードに比べて訴求力も強く一定の効果があるものと考えられる。

他方で、人権オンブズパーソン担当によると、当該広報物によって、どの程度広報としての効果があったかについて効果測定がなされていないとのことであった。実際に報告書においては「相談カード」をどこにしまったかについての調査が記載される程度で具体的な効果測定がされていない。

当該広報物を見てどれくらいの子どもの相談を行ったか、定規型であることによってどのようなメリット・デメリットがあったかといった効果測定を行って初めて広報の意義及び今後の改善点が見えてこよう。

また、権利委員会第3期答申においては、提言1(2)において、「学校及び児童養護施設における「人権オンブズパーソン子ども教室」や児童養護施設への訪問事業は、子どもの人権理解および人権オンブズパーソン制度の周知の機会として効果が高いため、より多くの子どもと教職員に働きかけるとともに、そのための体制を整備すること。」とされており訪問事業の広報としての重要性もふまえて提言が述べられているところ、当該訪問事業の更なる実施にあたって、教職員への働きかけを行って体制整備がされることを期待する。

(3) 様々な相談方法の検討の不足

ア 権利委員会第3期答申においては、提言1(4)において、「子どもが安心して相談できるアクセス方法の充実、多様な相談機会の確保に努めること。あわせて、相談場所等の環境整備にさらに取り組むこと。」とされている。前期の第7期答申においても提言3の一つとして、「・相談日程を増やし、テキストベースの相談を増やす等の相談機会の更なる拡充を行うこと。」とされている。

イ 人権オンブズパーソン担当においては、LINE相談のようなテキストベースでの相談の実施を十分に検討していない様子であった。人権オンブズパーソン担当が述べるには、寄り添って本人から丁寧に話を聞くことを大事にしており、メール等の乾いたやり方は行わないとのことであった。加えて「LINEでやり取りしたって、その悩みがほんとに聞けるのか」「(相談が)1行で来て、(回答を)1行で返して、それで解決できるのか」「LINEで解決するなら本当いいですけどね。そのくらいで済むなら、本当に悩んでるのか分かんないですけど」などとも述べており、テキストベースの相談について、1行で返すかのような誤った認識も視かせた上で、テキストベースの相談を行わないことについての強い固執が見られた。仮に相談が言葉足らずの1行で来たのだとしても、相談対応者はその1行に対して掘り下げて聞いてみたり、文字で説明することが難しい相談者には電話や来所での相談を促すなど対応すべきことはいくらでもあるのであって、上記の回答は抽象的にかつ誤った認識でテキストベースの相談を捉えていると言わざるを得ず、その点でも検討不足が窺われた。

加えて、人権オンブズパーソン担当からは、市のLoGoフォームによるウェブ上での相談申請ができる旨の報告がなされたが、あくまで申し込みをウェブでするにすぎず、相談自体はLINE等のテキストベースでの相談は検討しない旨の明確な回答もなされていた。

テキストベースで相談の検討さえしないという方針について、子どもの相談の機会を拡充する意欲がないのではないかという不安を抱かざるを得ない。十分な検討を尽くした上で、結果として、人手不足や効率の悪さなどからLINE等を用いないという結論に至ること自体は問題としないが、十分な検討もなく結論ありきで活動しているように見えるのは問題である。

ウ 他方、SNSなどを使用したテキストベースでの相談について、人権オンブズパーソン及び人権オンブズパーソン専門調査員の中には、チャット相談窓口を設置している認定NPO法人から説明を受け、専門調査員のみではあるが、日本臨床心理士会によるSNS相談に関する講座を受講し、テキストベースでの相談について検討を深めたとのことであった。

これを踏まえ、人権オンブズパーソン及び人権オンブズパーソン専門調査員としては、たとえSNSを導入したとしても、そこから電話相談や相談に結びつくシステムを作っておかなければ、相談件数は増えても、相談者の納得感は得られず、問題解決にも結びつかないこと、相談対応者に関し人員配置、専門知職、スキル、発生するリスク等に対する準備が必須となること、専門調査員は、電話相談を受けるだけでなく救済や記録等の書類作成の業務もあり、相談時間中に送られてきたメッセージの画面を常時注視し続けることは、現時点の勤務体制では不可能であることを挙げ、消極的な意見を述べていた。

人権オンブズパーソン及び専門調査員の一部においてSNSなどを使用したテキストベー

スでの相談に関する検討が行われたことは評価されるべきである。

もっとも、デジタル化する社会に対応することが必要と整理されているのであれば、人権オンブズパーソン制度がデジタル化する社会を想定した作りになっていないなどと諦めずに、引き続き十分に子どもの相談を受ける機会を拡充できるよう検討を進めていただきたい。

例えば、テキストベースの相談について、相談時間中に送られてきたメッセージの画面を常時注視し続けなくては対応できないということもないであろう。また、専門調査員がすべての相談を一部始終行う必要があるかという点については、神奈川県が実施する「かながわ子ども家庭 110 番相談 LINE」等の他の実践例を踏まえるなど、検討すべき点は十分にある。

検討がされ尽くさないうちに、結局、制度の問題に帰結してしまうようであれば、この点においても形骸化がみられると言わざるを得ない。

なお、上記のとおり人権オンブズパーソン担当と各人権オンブズパーソン及び専門調査員において意見の異なる点が多く見られたため、少なくとも子どもの相談を受ける機会を拡充するという一点において同じ方向性のもと更なる検討を続けられたい。

エ 上記のとおり、人権オンブズパーソン及び専門調査員によれば、SNS などを使用したテキストベースでの相談について、相談対応者に関し人員配置が障壁の一つとなっている旨の検討結果が示された。川崎市においては、SNS などを使用したテキストベースでの相談を行うための予算、人員配置について検討されたい。

オ 電話相談を主とし、相談者に寄り添って傾聴するという対応は尊重されるべきものではあるが、昨今の状況に鑑み、子どもの相談機会の拡充のために不断の検討が尽くされなくてはならない。改めて本答申及び過去の答申を踏まえて様々な相談方法について突き詰めて、諦めずに検討をしていただきたい。

2 児童相談所において、虐待通告に関する広報の効果測定、意見聴取等措置に関する調査、一時保護児童の権利擁護に関する調査の必要

(1) 通告等に関する啓発についての効果測定

児童相談所においては、児童虐待通告に関する啓発について、要保護児童対策地域協議会（要対協）や校長会等で説明したり SOS カード、パンフレットの配布を行ったりしている旨の報告がなされている。

他方で、児童虐待通告についてのハードルは依然として低くないと考えられる。特に虐待を受けている子どもからの通告・相談についてはよりハードルを下げるべきであるところ、学校において SOS カード、パンフレットが子どもに配られることや、一時保護所の子どもへのヒアリングにおいては学校に貼られたポスターが通告の一助となった旨述べられたことなどからすれば、通告・相談の際に学校の果たす役割は大きい。

しかしながら、虐待被害を受けた当の子どもは更なる被害を恐れて親権者に言ってほしくないと希望したり、行動制限が必然的に生じる一時保護等の措置を受けたくないと希望したりする場合や、そもそも虐待通告について学校側が慎重になる場合など、教師等が虐待を発見して

も通告が遅れる状況もまま報告されている。

このような状況を踏まえ、通告が躊躇される現状に関する分析を行った上で、特に对学校における通告等に関する啓発についての更なる改善が求められる。

例えば对学校への広報であれば、校長会で伝えるのみならず、各教員が具体的にどのように通告するか、通告に際しての懸念をどのように解消するか等についての講習、児童相談所からの説明会といったような取組も求められるだろう。そして、このような取組については予算・人手が十分に与えられるべきである。

(2) 意見聴取等措置に関する効果測定

令和6（2024）年度より開始することとなった意見聴取等措置（児童福祉法33条の3の3）について、川崎市内の児童相談所においても適切に実施されている旨の報告がなされた。

当該制度は、子どもの意見表明の関係においても重要なことはもとより、施設入所等の措置を行う上でも重要な意味を持つものである。措置に際して意見を表明することができた子どもは、意見を蔑ろにされた場合に比べて、何かあった際にまた児童相談所を頼ろう、児童相談所に相談し、救済をお願いしようと考えやすくなるのではないかと考えられる。

当該制度の効果を従前のものとするために、引き続きの適正な実施と効果測定をされたい。子どもに直接聞いたり、措置先施設等から確認したりといった子どもに関する分析に加え、意見聴取等措置を行った担当職員への聞き取りも行って、どのような効果があったかを分析することが望まれる。

(3) 一時保護所での権利擁護の在り方についての見直し

子どもが、一時保護所での生活について一度マイナスイメージを持ってしまえば、以後虐待を受けた際にも一時保護所に行くことを拒み、通告・相談さえしない状況になることが容易に想定される。そのため一時保護所での処遇の改善は相談・救済の利用促進において重要である。

川崎市内の児童相談所及び一時保護所においては、入所時の混乱した状況では、子どもとしても状況についていくのさえ困難であるから、入所時の説明においても不十分なものでありがちなことを踏まえて、なるべく意見を言ってもらえる空気感を醸成しようと取り組んでいる旨の報告がされている。

他方で、一時保護所における意見箱の確認が2週間に1回（自ら意見を投稿した旨を言いに来た子どもがいる場合はその都度）と一時保護の期間の短さに比して頻度が少ないことなど、まだまだ意見表明のためにできることが多いように見受けられた。特に、川崎市子どもを虐待から守る条例第18条においては「教育委員会及び学校は、虐待を受けた子どもがその年齢及び能力に応じ、十分な教育を受けられるよう環境を整備し、必要な支援を行うものとする。」と定めており、同条例の趣旨からすれば、一時保護所での学習権に対する制約が必要最小限に留まるよう配慮される必要がある。

上記意見聴取等措置に加え、意見表明等支援事業も活用しながら、子どもの意見を中核に据えながら、一時保護所での権利擁護の在り方について見直しをされたい。

3 行動計画の自己評価について客観的・定量的な目標設定をした上で、今後取り組むべき課題を検討する必要

(1) その他の相談窓口

人権オンブズパーソン、児童相談所のみならず、相談件数の増減に関する分析、広報に関する分析等の効果測定を通じて、まず現状を検討することから利用促進について検討いただきたい。

(2) 自己評価について

川崎市子どもの権利に関する行動計画（以下、「行動計画」という。）に対しては、各部署において行動計画に沿ってどの程度事業を実施できたかについての自己評価がなされている。当該自己評価をみると、ABCDEの5段階のなかで、「C：ほぼ目標どおり」が大半を占めている。

一見すると目標達成ができてるようにみえる。

しかし、自己評価の理由については多くは語られず、多くは定性的な理由づけに終始している。例えば令和2（2020）年度から令和4（2022）年度の3年間の自己評価において、相談・救済に関する人権オンブズパーソン担当の広報・啓発事業では、「目的・目標」として「子どもがいじめ・体罰・家庭内暴力等から逃れることができるよう、安心して相談ができ、簡単に救済の申立てができる人権オンブズパーソン制度について広報します。」とされ、直近の3年間の成果・課題として「子どもがいじめ・体罰・家庭内暴力等から逃れることができるよう、安心して相談ができ、簡単に救済の申立てができる人権オンブズパーソン制度について、連絡先を記した子ども相談カード等の啓発物を作成、配布しました。また、保護者等にも周知を図るため区役所等に広報パネルを展示し広く広報しました。」とした上で自己評価を「C：ほぼ目標どおり」としている。

このような自己評価では、事業を行ったかどうかという評価基準でしか判断ができないため、改善すべき点が明らかにならず、自ら検討し事業の改善を図るという自己評価の趣旨が全うできない。上記において形骸化について指摘したが、このような自己評価の仕組みでは例年の動きを踏襲するだけになってしまうのも無理からぬことであって、形骸化を助長していると言わざるを得ない。

自己評価について改善点は大きく3点挙げられる。

第一に、そもそも目標において掘り下げが十分になされていないことである。例えば上記の人権オンブズパーソン担当の広報・啓発事業の「子どもがいじめ・体罰・家庭内暴力等から逃れることができるよう、安心して相談ができ、簡単に救済の申立てができる人権オンブズパーソン制度について広報します。」については、上記第1項の人権オンブズパーソン担当への指摘とも重なるが、「安心して相談ができる」ためにはどのような取組が求められるのか、実際に「簡単に救済の申立てができる」ようになっているのか、広報といっても何を行うのか、掘り下げが不十分にみえる。大きな目標を立てることは構わないが、その上でそれを実現するための具体的な課題設定をすることが重要である。

第二に、目標において定性的で抽象的のものが多くなってしまっている点である。目的自体が抽象的である以上、自己評価も抽象的にならざるを得ない。上記大きな目標を実現するための

具体的な課題設定を経た後で、さらに定量的な基準をたてることが重要である。例えば、上記人権オンブズパーソン担当の例でいえば、①大きな目標として広報があるとして、②掘り下げた課題として子ども相談カード等の啓発物の作成・配布、広報パネルの展示等があるとして、③の定量的な基準として何部配布し、それによって相談窓口の認知度を何%増やすのかといった具合である。そのように定量的な基準をたてはじめて、自己評価においてどの程度達成できたかを振り返ることができよう。

定性的な記載は、定量的な基準を立てられないときになされるべきである。直ちには定量的な記載が難しい場合であっても、例えば研修であれば、能力のレベルを認定・検証できるような制度を導入したり、少なくとも研修の参加人数を尺度として用いるなどできる限り定量的な記載を行うよう努力されたい。

第三に、上記二点とも関わるが、自己評価においては、主に数値に基づいてなるべく客観的に理由づけがなされるべきである。その観点でいえばABCDEの5段階の評価基準についても「A：大きく上回って」「B：上回って」「C：ほぼ目標どおり」「D：目標を下回った」というのが数値に換算すれば何%なのかについて基準を立て直すべきである。この点でも抽象的かつ主観的な判断基準となってしまう。なお、5段階であれば通常「D：目標を下回った」の次は「目標を大きく下回った」になるべきであるが、現行では「E：事業の廃止」となっており、適正な検証ができるような基準となっていない。

厳しい見方をすれば、自己評価においては「～することができました」という記載にとどまるものが多く、どこをどうすればより改善できるのかといった姿勢が感じられない。従前の事業を行って終わりではなく、子どもの権利保障のために日々改善が求められるものである。自己評価においては客観的な分析をした上で、どの点が不足していたか、どのような点が目標達成に効果的であったかについても記載し、今後取り組むべき課題を検討するようなものにしていただきたい。

【提言3】 相談・救済機関によるキャッチ・受け止め・つなぎ・連携・フィードバック等の一連の流れの能力向上の実現

- 1 子どもに直接関わる、関わらないを含め全職員の子どもの権利に関する価値・倫理観の一層の充実を図る必要
- 2 子どもが相談しやすい場を増やしていく必要
- 3 子どもに直接かかわらないと思われる機関も、積極的に連携する必要

1 子どもに直接関わる、関わらないを含め全職員の子どもの権利に関する価値・倫理観の一層の充実を図る必要

川崎市には様々な子どもに関わる機関、職員がおり、研修等が行われていることが確認できた。その一方で、専門的な知識やスキルの話があっても、それらが子どもの権利に根差した実践であるのかと考えた時に疑問も考えられた。いくら子どもの心理や行動面への理解が深まっても、職員個人の意識や価値観が子どもの権利に根差していなければ、子どもの権利に基づいた関わりが出来るとは考えられない。そうなれば、子どもは相談機関の利用や職員への相談はしないと思われる。実際に、今回の答申でも問題になっているように、様々な子どもの相談を受ける機関の利用率は減少している。

子どもの権利を体系的に学べる場がないという問題があるが、個人個人の意識や価値観が子どもの権利に根差したものにしていけないといけない。そのために、継続的な研修や実際の事例にスーパーバイズを行う等して、実践の能力向上に基づくような研修を行っていく必要があると考えられる具体的には、子どもの権利条約の理念に基づき、単に話を聞くのではなく、子どもの聴かれる権利、意見表明権を保障できるような相談を実現していく必要があると考える。その上で他機関との連携が行われる必要があると考える。そして他機関連携の中でも常に子どもの意見を反映できるような能力、取組が必要だと思われる。

また子どもに直接関係ないと思われる機関でも同様の能力が求められる。例えば、ヤングケアラーに代表されるように、子どもを取り巻く困難は子どものみの分野で完結するわけではない。高齢者を担当する部局の職員が、ヤングケアラーの子どもに関わることも十分に想定される。そうした場合に、高齢者を担当する部局の職員が、子どもの権利に関する研修を十分に受けており、能力があるかと問われると分からない部分もある。こうした点からも、子どもの権利に関する能力向上を川崎市全体で行っていく必要がある。

2 子どもが相談しやすい場を増やしていく必要

第7期の答申でも書かれているが、子どもの意見表明、参加を促進していく必要がある。例えば、アンケート結果から多くの子どもは、相談機関を利用しないと回答している。その一方で、相談につながった例を見てみると、相談を目的としない場で何気ない会話から子どもから生活の苦しさが語られたことがあった。そこから関係機関につながることもあるが、その際には、子どもの気持ちを大事にしながら、他機関と連携している。今後は、相談を目的としないながらも、相談した際には対応できるような居場所を作っていくことが求められる。

また職員との対話の中で困難な状況にいる子どもは、より相談しにくい、意見を表明しにくいとの話があった。子どもと大人の間信頼関係がないと子どもは相談しないと考えられるため、相談がないような状況でも常に子どもと信頼関係を構築できるように大人は子どもと接する必要がある。また制度的にも、定期的に子どもの声を聴けるようなシステムを構築し、子どもが利用しやすい意見表明支援を考える必要があると思われる。

3 子どもに直接かかわらないと思われる機関も、積極的に連携する必要

上記のヤングケアラーの部分でも触れたが、各機関で支援が完結することは少なく、連携していくことが求められる。例えば言語の問題で相談が出来ない子どもがいることも十分に考えられる。そうした場合は、言語に関する支援が行える機関と相談を受ける機関が連携していく必要があり、双方の理解が求められる。

【提言4】 相談・救済機関の選択肢を拡充し、利用促進のための環境整備の実現

- 1 個別の支援が必要な子ども・保護者の多岐にわたる相談が受けられる相談機関の整備・機能の充実を図る必要
- 2 地域の公的施設や人的資源をさらに生かし、子どもたちの多様な居場所の選択肢を増やす取組を行う必要
- 3 多様な背景を持つ子ども、個別の支援が必要な子どもとその保護者を支える取組をなお一層進める必要
- 4 学校内の環境を見直し、「相談して良いんだ」と子どもが感じられる模擬体験授業など、子どもの権利の説明だけで終わらせない取組を更に進める必要

1 個別の支援が必要な子ども・保護者の多岐にわたる相談が受けられる相談機関の整備・機能の充実を図る必要

経済的貧困家庭の子ども、不登校、外国にルーツがある子ども、障がいがある子どもなど、個別の支援が必要な子どもたちには、虐待、ネグレクト等のリスク、ヤングケアラーの問題等が複雑に絡んでいることもある。そのような多岐にわたる相談が受けられる相談機関の整備・機能の充実や、家庭と相談機関とをつなぐスクールソーシャルワーカーなどの支援者の増員も重要である。

2 地域の公的施設や人的資源をさらに生かし、子どもたちの多様な居場所の選択肢を増やす取組を行う必要

市内には川崎市子ども夢パークや居場所カフェ、不登校の子どもの居場所としてフリースペース、ゆうゆう広場などがあるが、中高生、障害を持つ子どもや外国にルーツを持つ子ども、不登校の子ども等の居場所はまだまだ十分にあるとは言えない。「こども文化センター」など、地域の施設や人的資源をさらに生かし、多様な居場所の選択肢を増やすことが重要である。

また現在、「こども文化センター」の夜間利用者は、高校生が多いと思われる。職員の対応を含めユースワークとしての展開を検討する必要がある。

3 多様な背景を持つ子ども、個別の支援が必要な子どもとその保護者を支える取組をなお一層進める必要

多様な背景を持つ子ども、個別の支援が必要な子どもの保護者を支えることもまた、非常に大切である。子どもが直接相談できない状況でも、保護者が地域のコミュニティにつながることで、専門の相談機関への紹介などが可能となり、保護者（とその子ども）の救済につなげることも期待できる。市内の各子育てサロンや「親の会」など、公的機関・民間団体を含め、さまざまな支援の情報を保護者に伝える工夫をし、「気軽に相談してほしい」というメッセージを送り続けること。悩みを抱えた保護者の孤立を防ぐことは、子どもの虐待防止など、子どもの権利擁護につながる。

4 学校内の環境を見直し、「相談して良いんだ」と子どもが感じられる模擬体験授業など、子どもの権利の説明だけで終わらせない取組を更に進める必要

「いじめ」「不登校」の問題は、まさに学校で起きている。1日の大半を学校で過ごす子どもたちが、自分の困りごとや悩みを言葉にできる環境なのか。大人は、子どもの声を聞く時間的、精神的な余裕があるのか。「取り巻く環境が大きく変わった」子どもの側にのみ原因を求めるのではなく、学校の側に問題がないのか？ について、謙虚に問い直す時期にきている。

今まで述べてきたように、支援機関には多くの課題がある。しかし、そもそも相談に対応できる人数が不足していたり、専門職の確保等、現場では解決できない課題も影響している。特に、人数不足により、子どもの支援を丁寧に行えないことや、支援者同士が事例を検討する場や研修を受ける時間が十分に取れないことは問題である。学校に代表されるように、そもそも人手が足りていない機関も多くある。支援者を支援していく整備体制を早急に構築する必要があると考える。

【提言5】 子どもの相談・救済を担う人の待遇改善と人員増員、充実した研修内容の実現

- 1 子どもの相談・救済等を担う人の給与など、待遇改善・向上に取り組む必要
- 2 子どもの権利の視点に立った質の高い支援を可能にする職員研修の充実を図る必要
- 3 子どもの相談・救済等を有効に進めていくための体制作りや支援ツール導入の必要

1 子どもの相談・救済等を担う人の給与など、待遇改善・向上に取り組む必要

条例第3条において、「市は、子どもの権利を尊重し、あらゆる施策を通じてその保障に努めるものとする」と規定している。子ども虐待やいじめ問題など、子どもを取り巻く課題は深刻化しているが、「困ったり悩んだりしたとき、相談・救済機関に相談したいと思うか」という調査結果からは、小学生世代の44.3%、中学生世代と高校生世代の65%を超える子どもが「したいと思わない」と回答している（第8回実態・意識調査より）。

どのようにすれば、子どもたちが相談してみようと思える相談窓口をつくり出すことができるのだろうか。対話調査からは、子どもたちが直面している困難の解決に向けた、子どものもっとも身近な窓口を担う職員の不安定な労働条件が明らかとなった。

川崎市における相談・救済の要である人権オンブズパーソン（条例第35条）に関して、相談窓口を担う専門調査員の雇用条件が不安定（会計年度任用職員）であり、人材が集まりにくい状況にある。給与や福利厚生を改善することで、社会福祉士など有資格者であり、子ども分野の知識・経験のある職員を確保する必要がある。

子どもが相談・救済につながっていくうえで、子どもに身近な地域の居場所の質は極めて重要である。しかし、川崎市における代表的な冒険遊び場である子ども夢パークでさえも、川崎市の人件費補助単価が極めて低く、職員の確保に困難をきたしており、NPOの努力によって質の高い事業を維持している。若者が仕事として続けられる待遇（賃金）を保障するため、行政による人件費向上が強く求められる。

さらに、学校において、生きづらさを抱えている子どもとしっかり向き合うには、スクールソーシャルワーカーや学校カウンセラーの配置人数を増やし、子どもと保護者が孤立しないよう学校や地域との橋渡し役として機能を強化する必要がある。

2 子どもの権利の視点に立った質の高い支援を可能にする職員研修の充実を図る必要

条例第7条第2項（学習等への支援等）において、「市は、施設関係者及び医師、保健師等の子どもの権利の保障に職務上関係のある者に対し、子どもの権利についての理解がより深まるよう研修の機会を提供するものとする」と規定している。今日、提供されるべき研修内容として、次の3つの視点を考慮する必要がある。

第一に、子どもと関わる職員やボランティアが、子どもの相談・救済等の場において、子どもを権利の主体とした接し方や課題解決に向けた動きを身に付けることのできる研修機会を増やすことである。第二に、以上のような研修の内容や方法として、子どもたちのリアルな声を大事にすると同時に、子どもに関わる職員やボランティアが自らの業務（日々の子どもや保護者との関わり）

と向き合い、それらのふり返りを中心として、相互に学び合う対話形式で学びを深めていくことである。第三に、いろいろな子どもの存在に気づく力を身に付ける必要がある。例えば、障がいのある子どもたちや外国にルーツをもつ子どもたち自身の抱えている思いや課題に気づける力を養うための研修制度を充実させる必要がある。

このような研修内容を組織する上で、子ども夢パークなど対話調査を通して語られた有効な意見を紹介していくこととする。

- ・それぞれのスタッフが動いているので、関わった子どもに感じたこと、自分ならどう対応するか、対応するタイミングなどについて相互にふり返っている。一人の子どもを複数の目で見ること、対応の理由や根拠を考え、意見を述べ合うことで学びを深めている。
- ・スタッフ（とくに若いスタッフ）がストレスなどを日々シェアして、発散できるようにしている。自分の想いや感じたことを言語化することと、引継ぎのミーティング等も活用し、他のスタッフの発言などを聞いて学び合っている。そして、基本理念と照らし合わせ、理念をどう実現できるか大事にしている。
- ・どうしても経験のある人の声が大きくなりがちのため、経験のある人が自己を律するなどしてバランスに気を付けて、相互に声を聴き合う関係性をつくり出すことが大切である。支援者自身も自分の感情を表現すること（＝感情の棚卸）、受け止めてもらうことが大切である。

3 子どもの相談・救済等を有効に進めていくための体制作りや支援ツールの導入の必要

外国にルーツをもつ子どもや保護者に対する相談窓口、学校をはじめ子どもの学び合い・育ち合いの場、さらに子どもや保護者の地域の居場所を含め、コミュニケーションを強力にサポートする必要がある。通訳が不足する中での取組例として、AI 通訳アプリの導入・使用や、コミュニティの協力を活用した多言語対応の拡充を進める必要がある。

外国にルーツをもつ保護者や子どもが多く暮らす川崎市であるが、約 20 年前に市内各区に設置された外国人子育てひろば等の中で、現在も運営が続いているのは多摩市民館 1 か所のみである。外国人への情報の乏しさから、近隣からも多くの外国人が参加している。そうであるにもかかわらず、外国人の子育てひろばの実質的運営は、地域のボランティアが担っている。そこで、利用する市民に対し、支援を充実させるためにボランティアの組織化などの支援を充実させることや、外国人を対象とした子育てひろば等の充実にも、市として取り組む必要がある

次に、障がいのある子どもなど個別の支援が必要な子どもたちは、複雑な問題を抱えている。多岐にわたる相談を一カ所で受けられるよう、専門的な相談機関の整備が必要とされる。また、市民館について、職員の異動によって運営方針が変わることを防ぐため、共通の運営基準やガイドラインを設け、異動があっても一貫した支援ができるようにする必要がある。

最後に、条例第 4 条において、「市は、子どもの権利が広く保障されるよう国、他の公共団体等に対し協力を要請し、市外においてもその権利が保障されるよう働きかけを行うものとする」と規定している。これまでに述べた取組を実現するためには、児童福祉や教育に関わる人材の確保を目的とし、政府や地方自治体に対して予算の増額を要請する必要がある。人権オンブズパーソン専門調査員やスクールソーシャルワーカー、学校カウンセラーなどの雇用に充てる予算を確保するための強力なロビー活動も必要とされよう。

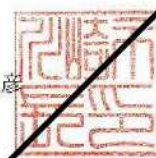
第4章 資料編

1 第8期川崎市子どもの権利委員会への諮問書（写）

4川こ青第785号
令和4年12月27日

川崎市子どもの権利委員会
委員長 鈴木 秀洋 様

川崎市長 福田 紀彦



第8期川崎市子どもの権利委員会への諮問について

川崎市子どもの権利に関する条例（平成12年川崎市条例第72号）第38条第2項の規定に基づき、次の事項について諮問いたします。

1 諮問事項

子どもの相談及び救済機関の利用促進

2 諮問の理由

急速な少子高齢化の進展や社会経済状況の変化、また、新型コロナウイルス感染症の影響により、子どもを取り巻く環境は大きく変容しています。

川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査において、「困ったり悩んだりしたとき、相談・救済機関に相談「できない」「したいと思わない」と回答する子どもの割合が増加傾向にあることを踏まえ、これまで以上に子どもが相談しやすい環境づくりを行っていくことが大切になっていると考えられます。

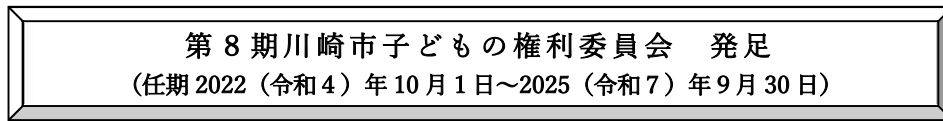
「子どもの相談及び救済」については第3期子どもの権利委員会において、相談機関ごとに広報の手段、相談機会の確保、相談場所の環境整備、相談員の研修システムの充実等について提案があり、必要な措置をしてきましたが、改めて現在の社会状況等も踏まえ、子どもの相談及び救済機関の利用促進について多様な視点から検証をいただくため諮問するものです。

（こども未来局青少年支援室子どもの権利担当）

電話044-200-2344

2 第8期川崎市子どもの権利委員会による諮問から答申までの流れ

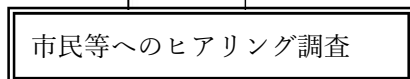
令和4(2022)年10月



令和4(2022)年12月

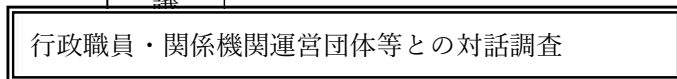


令和5(2023)年6月~

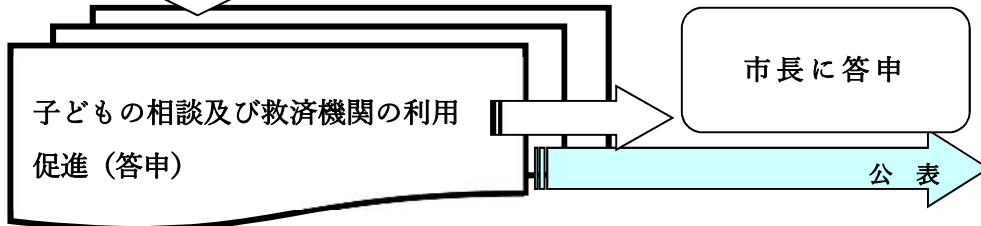


調査
審議

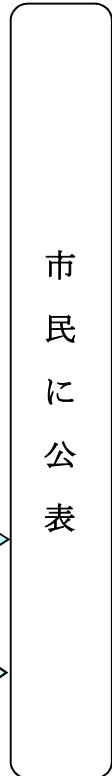
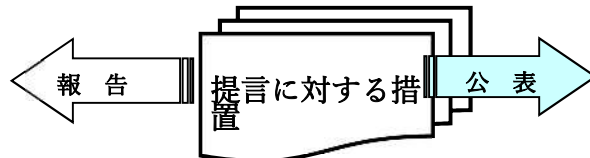
令和6(2024)年5月~



令和7(2025)年4月



令和8(2026)年



【川崎市子どもの権利に関する条例(抜粋)】

(権利委員会)

第38条 2 権利委員会は、第36条第2項に定めるもののほか、市長その他の執行機関の諮問に応じて、子どもの権利の保障の状況について調査審議する。

(検証)

第39条 権利委員会は、前条第2項の諮問があったときは、市長その他の執行機関に対し、その諮問に係る施策について評価等を行うべき事項について提示するものとする。

2 市長その他の執行機関は、前項の規定により権利委員会から提示のあった事項について評価等を行い、その結果を権利委員会に報告するものとする。

3 権利委員会は、前項の報告を受けたときは、市民の意見を求めるものとする。

4 権利委員会は、前項の規定により意見を求めるに当たっては、子どもの意見が得られるようその方法等に配慮しなければならない。

5 権利委員会は、第2項の報告及び第3項の意見を総合的に勘案して、子どもの権利の保障の状況について調査審議するものとする。

6 権利委員会は、前項の調査審議により得た検証の結果を市長その他の執行機関に答申するものとする。(答申に対する措置等)

第40条 市長その他の執行機関は、権利委員会からの答申を尊重し、必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、前条の規定による答申及び前項の規定により講じた措置について公表するものとする。

3 ヒアリング調査について

	ヒアリング先 (対象)	会場	実施日時
1回目	外国人の子育てひろば (利用している保護者)	多摩市民館 児童室	令和5年6月9日(金) 10:30~12:00
2回目	子育て支援センター (利用している保護者)	市内地域子育て支援センター	令和5年6月15日(木) 10:00~12:00
3回目	ゆうゆう広場 (子ども)	市内ゆうゆう広場	令和5年6月26日(月) 13:00~15:00
4回目	市立高校定時制 (子ども)	市立高校	令和5年6月30日(金) 17:30~19:00
5回目	川崎市子ども会議 (子ども)	子ども夢パーク	令和5年7月16日(日) 13:30~15:30
6回目	障害のある子ども (子どもとその保護者)	市内特別支援学校	令和5年7月18日(火) 15:00~16:00
7回目	一時保護所 (子ども)	市内一時保護所	令和5年7月25日(火) 17:30~19:30

内容	<p>(1) 子どもの権利条例を知っているか</p> <p>(2) 日頃、大人は子どもの権利を意識して関わっていると思うか</p> <p>(3) 今まで、困ったり悩んだりしたときに、誰か(どこか)に相談したことはあるか</p> <p>(3-1) 「ある」と回答した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 誰(どこ)に相談したか ・ 相談内容 ・ 相談した感想 <p>(3-2) 「ない」と回答した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談しなかった理由 ・ 身近な相談先 <p>(4) 相談時に望むこと(相談相手、相談場所、相談期間、相談方法等) など</p>
----	--

4 行政職員・関係機関運営団体等との対話調査について

	対話先（対象）	実施日時	実施場所
1 回目	一時保護所・児童相談所（職員）	令和6年5月15日（水）	市内児童相談所
	人権オンブズパーソン担当（職員）	10：00～12：00	
2 回目	総合教育センター教育相談センター ゆうゆう広場（職員） 教育委員会支援教育課（職員） 川崎市内の不登校親の会 （市民団体メンバー）	令和6年5月22日（水） 10：00～12：30	川崎市役所本庁舎復元棟 201 会議室
	市内支援学校（職員） 教育委員会支援教育担当（職員）		
3 回目	子ども夢パーク（スタッフ）	令和6年5月31日（金） 14：00～15：00	川崎市子ども夢パーク
4 回目	子ども会議 （担当職員・サポーター）	令和6年6月2日（日） 15：00～16：30	川崎市子ども夢パーク
5 回目	（ヤングケアラー関係） こども未来局企画課（職員）	令和6年6月3日（月） 15：00～16：00	川崎市役所本庁舎 1402 会議室
6 回目	定時制高校居場所カフェ （運営団体スタッフ）	令和6年6月7日（金） 15：00～16：00	市内市立高校内
7 回目	地域子育て支援センター（職員）	令和6年6月11日（火） 15：30～16：30	川崎市役所本庁舎 203 会議室
8 回目	外国人の子育てひろば （職員・運営ボランティアスタッフ）	令和6年6月14日（金） 12：15～13：30	多摩市民館 児童室

内容	①事業の内容について ②運営実態と成果について ③相談体制について ④情報共有方法について ⑤他機関との連携・協力体制について ⑥特別な配慮の必要な子ども（保護者）の対応について （障がいのある、外国につながるのがある、乳幼児など） ⑦相談・救済に係る対応での好事例など ⑧相談・救済機関の職員・スタッフの資質や、子どもや保護者との対応の向上について 等
----	---

5 第8期川崎市子どもの権利委員会等の開催状況

	会議名	日時	会場	審議等の内容
令和4 (2022) 年度	第1回子どもの権利委員会	11月4日(金) 18:00~20:00	第3庁舎15階 第2・3会議室	正副委員長選出/第8期権利委員会について
	第2回子どもの権利委員会	12月27日(火) 18:00~20:00	第3庁舎15階 第2・3会議室	諮問について/行動計画について/調査部会について
	第1回調査部会	2月20日(月) 15:00~17:00	第3庁舎15階 第1・2・3会議室	調査活動について
	第2回調査部会	3月20日(月) 16:00~18:00	第3庁舎5階 総務企画局会議室	実態・意識調査の内容及び質問票について
令和5 (2023) 年度	第3回調査部会	4月24日(月) 18:30~20:30	第3庁舎13階 こども未来局会議室	ヒアリング先候補と内容について
	第3回子どもの権利委員会	5月16日(火) 18:30~20:30	第3庁舎13階 こども未来局会議室	ヒアリング調査対象と内容について/役割分担について
	ヒアリング調査	6月9日(金)~ 7月25日(火)		
	第4回調査部会	8月4日(金) 17:30~19:30	第3庁舎13階 こども未来局会議室	ヒアリング調査報告について/実態・意識調査の考察について
	第4回子どもの権利委員会	9月8日(金) 18:30~20:30	第3庁舎15階 第1・2・3会議室	第7期答申に対する措置について/第6次行動計画の3年間の評価について/評価部会について
	第1回行動計画部会	10月17日(火) 18:30~20:30	第3庁舎15階 第3会議室	第6次行動計画の3年間の評価に対する意見について
	第5回子どもの権利委員会	11月10日(金) 18:30~20:30	本庁舎3階 303会議室	第6次行動計画の3年間の評価について/ヒアリング調査まとめについて
	第6回子どもの権利委員会	2月6日(火) 18:30~20:30	本庁舎3階 301会議室	対話調査について/第9回子どもの権利に関する実態・意識調査について
令和6 (2024) 年度	第7回子どもの権利委員会	4月22日(月) 18:30~20:30	本庁舎3階 302会議室	ヒアリング調査報告書について/対話調査について
	対話調査	5月15日(水) ~ 6月14日(金)		
	第8回子どもの権利委員会	7月22日(月) 18:30~20:30	本庁舎3階 301会議室	対話調査から見えた答申に向けた課題について

	第9回子どもの権利委員会	9月11日(水) 13:30~15:30	本庁舎15階 こども未来局会議室	答申について
	第10回子どもの権利委員会	10月9日(水) 18:30~20:30	本庁舎3階 301会議室	答申について
	第11回子どもの権利委員会	11月25日(金) 18:30~20:30	本庁舎1階 101会議室	答申について
	第12回子どもの権利委員会	12月16日(月) 18:30~21:00	本庁舎1階 101会議室	答申について ・人権オンブズパーソン・人権オンブズパーソン専門調査員、及び人権オンブズパーソン担当との対話 ・教育委員会事務局教育政策室との対話 ・まとめ
令和7 (2025) 年度	答申	4月25日(金) 11:15~11:30	市長応接室	答申の提出
	第13回子どもの権利委員会	4月25日(金) 13:30~15:30	本庁舎14階 1403会議室	第8次子どもの権利に関する行動計画について 第8期子どもの権利委員会報告書について

6 川崎市子どもの権利に関する条例

平成 12 (2000) 年 12 月 21 日川崎市条例第 72 号
最近改正 2005 (平成 17) 年 3 月 24 日

目次

前文

第 1 章 総則 (第 1 条～第 8 条)

第 2 章 人間としての大切な子どもの権利
(第 9 条～第 16 条)

第 3 章 家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における
子どもの権利の保障

第 1 節 家庭における子どもの権利の保障
(第 17 条～第 20 条)

第 2 節 育ち・学ぶ施設における子どもの権利
の保障 (第 21 条～第 25 条)

第 3 節 地域における子どもの権利の保障
(第 26 条～第 28 条)

第 4 章 子どもの参加 (第 29 条～第 34 条)

第 5 章 相談及び救済 (第 35 条)

第 6 章 子どもの権利に関する行動計画
(第 36 条・第 37 条)

第 7 章 子どもの権利の保障状況の検証
(第 38 条～第 40 条)

第 8 章 雑則 (第 41 条)

附則

前文

子どもは、それぞれが一人の人間である。子どもは、かけがえのない価値と尊厳を持っており、個性や他の者との違いが認められ、自分が自分であることを大切にされたいと願っている。

子どもは、権利の全面的な主体である。子どもは、子どもの最善の利益の確保、差別の禁止、子どもの意見の尊重などの国際的な原則の下で、その権利を総合的に、かつ、現実には保障される。子どもにとって権利は、人間としての尊厳をもって、自分を自分として実現し、自分らしく生きていく上で不可欠なものである。

子どもは、その権利が保障される中で、豊かな子ども時代を過ごすことができる。子どもの権利について学習することや実際に行使することなどを通して、子どもは、権利の認識を深め、権利を実現する力、他の者の権利を尊重する力や責任などを身に付けることができる。また、自分の権利が尊重され、保障されるためには、同じように他の者の権利が尊重され、保障されなければならない、それぞれの権利が相互に尊重されることが不可欠である。

子どもは、大人とともに社会を構成するパートナーである。子どもは、現在の社会の一員として、また、未来の社会の担い手として、社会の在り方や形成にかかわる固有の役割があるとともに、そこに参加する権利がある。そのためにも社会は、子どもに開かれる。

子どもは、同時代を生きる地球市民として国内外の子どもと相互の理解と交流を深め、共生と平和を願い、自然を守り、都市のより良い環境を創造することに欠かせない役割を持っている。市における子どもの権利を保障する取組は、市に生活するすべての人々の共生を進め、その権利の保障につながる。私たちは、子ども最優先などの国際的な原則も踏まえ、それぞれの子どもが一人の人間として生きていく上で必要な権利が保障されるよう努める。

私たちは、こうした考えの下、平成元年 11 月 20 日に国際連合総会で採択された「児童の権利に関する条約」の理念に基づき、子どもの権利の保障を進めることを宣言し、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、子どもの権利に係る市等の責務、人間としての大切な子どもの権利、家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利の保障等について定めることにより、子ど

もの権利の保障を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 子ども 市民をはじめとする市に關係のある18歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当と認められる者

(2) 育ち・学ぶ施設 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する児童福祉施設、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学校、専修学校、各種学校その他の施設のうち、子どもが育ち、学ぶために入所し、通所し、又は通学する施設

(3) 親に代わる保護者 児童福祉法に規定する里親その他の親に代わり子どもを養育する者(責務)

第3条 市は、子どもの権利を尊重し、あらゆる施策を通じてその保障に努めるものとする。

2 市民は、子どもの権利の保障に努めるべき場において、その権利が保障されるよう市との協働に努めなければならない。

3 育ち・学ぶ施設の設置者、管理者及び職員(以下「施設関係者」という。)のうち、市以外の施設関係者は、市の施策に協力するよう努めるとともに、その育ち・学ぶ施設における子どもの権利が保障されるよう努めなければならない。

4 事業者は、雇用される市民が養育する子ども及び雇用される子どもの権利の保障について市の施策に協力するよう努めなければならない。

(国等への要請)

第4条 市は、子どもの権利が広く保障されるよう国、他の公共団体等に対し協力を要請し、市外においてもその権利が保障されるよう働きかけを行うものとする。

(かわさき子どもの権利の日)

第5条 市民の間に広く子どもの権利についての関心と理解を深めるため、かわさき子どもの

権利の日を設ける。

2 かわさき子どもの権利の日は、11月20日とする。

3 市は、かわさき子どもの権利の日の趣旨にふさわしい事業を実施し、広く市民の参加を求めるものとする。

(広報)

第6条 市は、子どもの権利に対する市民の理解を深めるため、その広報に努めるものとする。

(学習等への支援等)

第7条 市は、家庭教育、学校教育及び社会教育の中で、子どもの権利についての学習等が推進されるよう必要な条件の整備に努めるものとする。

2 市は、施設関係者及び医師、保健師等の子どもの権利の保障に職務上關係のある者に対し、子どもの権利についての理解がより深まるよう研修の機会を提供するものとする。

3 市は、子どもによる子どもの権利についての自主的な学習等の取組に対し、必要な支援に努めるものとする。

(市民活動への支援等)

第8条 市は、子どもの権利の保障に努める市民の活動に対し、その支援に努めるとともに、子どもの権利の保障に努める活動を行うものとの連携を図るものとする。

第2章 人間としての大切な子どもの権利

(子どもの大切な権利)

第9条 この章に規定する権利は、子どもにとって、人間として育ち、学び、生活をしていく上でとりわけ大切なものとして保障されなければならない。

(安心して生きる権利)

第10条 子どもは、安心して生きることができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

(1) 命が守られ、尊重されること。

- (2) 愛情と理解をもって育はぐくまれること。
- (3) あらゆる形態の差別を受けないこと。
- (4) あらゆる形の暴力を受けず、又は放置されないこと。
- (5) 健康に配慮がなされ、適切な医療が提供され、及び成長にふさわしい生活ができること。
- (6) 平和と安全な環境の下で生活ができること。

(ありのままの自分での権利)

第11条 子どもは、ありのままの自分であることができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1) 個性や他の者との違いが認められ、人格が尊重されること。
- (2) 自分の考えや信仰を持つこと。
- (3) 秘密が侵されないこと。
- (4) 自分に関する情報が不当に収集され、又は利用されないこと。
- (5) 子どもであることをもって不当な取扱いを受けないこと。
- (6) 安心できる場所で自分を休ませ、及び余暇を持つこと。

(自分を守り、守られる権利)

第12条 子どもは、自分を守り、又は自分が守られることができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1) あらゆる権利の侵害から逃れられること。
- (2) 自分が育つことを妨げる状況から保護されること。
- (3) 状況に応じた適切な相談の機会が、相談にふさわしい雰囲気の中で確保されること。
- (4) 自分の将来に影響を及ぼすことについて他の者が決めるときに、自分の意見を述べるのにふさわしい雰囲気の中で表明し、その意見が尊重されること。
- (5) 自分を回復するに当たり、その回復に適切でふさわしい雰囲気の場合が与えられること。

(自分を豊かにし、力づけられる権利)

第13条 子どもは、その育ちに応じて自分を豊かにし、力づけられることができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1) 遊ぶこと。
- (2) 学ぶこと。
- (3) 文化芸術活動に参加すること。
- (4) 役立つ情報を得ること。
- (5) 幸福を追求すること。

(自分で決める権利)

第14条 子どもは、自分に関することを自分で決めることができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1) 自分に関することを年齢と成熟に応じて決めること。
- (2) 自分に関することを決めるときに、適切な支援及び助言が受けられること。
- (3) 自分に関することを決めるために必要な情報が得られること。

(参加する権利)

第15条 子どもは、参加することができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1) 自分を表現すること。
- (2) 自分の意見を表明し、その意見が尊重されること。
- (3) 仲間をつくり、仲間と集うこと。
- (4) 参加に際し、適切な支援が受けられること。

(個別の必要に応じて支援を受ける権利)

第16条 子どもは、その置かれた状況に応じ、子どもにとって必要な支援を受けることができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1) 子ども又はその家族の国籍、民族、性別、言語、宗教、出身、財産、障害その他の置かれている状況を原因又は理由とした差別及び不利益

を受けないこと。

(2) 前号の置かれている状況の違いが認められ、尊重される中で共生できること。

(3) 障害のある子どもが、尊厳を持ち、自立し、かつ、社会への積極的な参加が図られること。

(4) 国籍、民族、言語等において少数の立場の子どもが、自分の文化等を享受し、学習し、又は表現することが尊重されること。

(5) 子どもが置かれている状況に応じ、子どもに必要な情報の入手の方法、意見の表明の方法、参加の手法等に工夫及び配慮がなされること。

第3章 家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利の保障

第1節 家庭における子どもの権利の保障

(親等による子どもの権利の保障)

第17条 親又は親に代わる保護者(以下「親等」という。)は、その養育する子どもの権利の保障に努めるべき第一義的な責任者である。

2 親等は、その養育する子どもが権利を行使する際に子どもの最善の利益を確保するため、子どもの年齢と成熟に応じた支援に努めなければならない。

3 親等は、子どもの最善の利益と一致する限りにおいて、その養育する子どもに代わり、その権利を行使するよう努めなければならない。

4 親等は、育ち・学ぶ施設及び保健、医療、児童福祉等の関係機関からその子どもの養育に必要な説明を受けることができる。この場合において、子ども本人の情報を得ようとするときは、子どもの最善の利益を損なわない限りにおいて行うよう努めなければならない。

(養育の支援)

第18条 親等は、その子どもの養育に当たって市から支援を受けることができる。

2 市は、親等がその子どもの養育に困難な状況

にある場合は、その状況について特に配慮した支援に努めるものとする。

3 事業者は、雇用される市民が安心してその子どもを養育できるよう配慮しなければならない。(虐待及び体罰の禁止)

第19条 親等は、その養育する子どもに対して、虐待及び体罰を行ってはならない。

(虐待からの救済及びその回復)

第20条 市は、虐待を受けた子どもに対する迅速かつ適切な救済及びその回復に努めるものとする。

2 前項の救済及びその回復に当たっては、二次的被害が生じないようにその子どもの心身の状況に特に配慮しなければならない。

3 市は、虐待の早期発見及び虐待を受けた子どもの迅速かつ適切な救済及びその回復のため、関係団体等との連携を図り、その支援に努めるものとする。

第2節 育ち・学ぶ施設における子どもの権利の保障

(育ち・学ぶ環境の整備等)

第21条 育ち・学ぶ施設の設置者及び管理者(以下「施設設置管理者」という。)は、その子どもの権利の保障が図られるよう育ち・学ぶ施設において子どもが自ら育ち、学べる環境の整備に努めなければならない。

2 前項の環境の整備に当たっては、その子どもの親等その他地域の住民との連携を図るとともに、育ち・学ぶ施設の職員の主体的な取組を通して行われるよう努めなければならない。

(安全管理体制の整備等)

第22条 施設設置管理者は、育ち・学ぶ施設の活動における子どもの安全を確保するため、災害の発生の防止に努めるとともに、災害が発生した場合にあっても被害の拡大を防げるよう関係機関、親等その他地域の住民との連携を図り、安全管理の体制の整備及びその維持に努めな

ればならない。

2 施設設置管理者は、その子どもの自主的な活動が安全の下で保障されるようその施設及び設備の整備等に配慮しなければならない。

(虐待及び体罰の禁止等)

第 23 条 施設関係者は、その子どもに対し、虐待及び体罰を行ってはならない。

2 施設設置管理者は、その職員に対し、子どもに対する虐待及び体罰の防止に関する研修等の実施に努めなければならない。

3 施設設置管理者は、子どもに対する虐待及び体罰に関する相談をその子どもが安心して行うことができる育ち・学ぶ施設における仕組みを整えるよう努めなければならない。

4 施設関係者は、虐待及び体罰に関する子どもの相談を受けたときは、子どもの最善の利益を考慮し、その相談の解決に必要な者、関係機関等と連携し、子どもの救済及びその回復に努めなければならない。

(いじめの防止等)

第 24 条 施設関係者は、いじめの防止に努めなければならない。

2 施設関係者は、いじめの防止を図るため、その子どもに対し、子どもの権利が理解されるよう啓発に努めなければならない。

3 施設設置管理者は、その職員に対し、いじめの防止に関する研修等の実施に努めなければならない。

4 施設設置管理者は、いじめに関する相談をその子どもが安心して行うことができる育ち・学ぶ施設における仕組みを整えるよう努めなければならない。

5 施設関係者は、いじめに関する子どもの相談を受けたときは、子どもの最善の利益を考慮し、その相談の解決に必要な者、関係機関等と連携し、子どもの救済及びその回復に努めなければならない。この場合において、施設関係者は、い

じめを行った子どもに対しても必要な配慮を行った上で適切な対応を行うよう努めなければならない。

(子ども本人に関する文書等)

第 25 条 育ち・学ぶ施設における子ども本人に関する文書は、適切に管理され、及び保管されなければならない。

2 前項の文書のうち子どもの利害に影響するものにあつては、その作成に当たり、子ども本人又はその親等の意見を求める等の公正な文書の作成に対する配慮がなされなければならない。

3 育ち・学ぶ施設においては、その目的の範囲を超えてその子ども本人に関する情報が収集され、又は保管されてはならない。

4 前項の情報は、育ち・学ぶ施設のその目的の範囲を超えて利用され、又は外部に提供されてはならない。

5 第 1 項の文書及び第 3 項の情報に関しては、子どもの最善の利益を損なわない限りにおいてその子ども本人に提示され、又は提供されるよう文書及び情報の管理等に関する事務が行われなければならない。

6 育ち・学ぶ施設において子どもに対する不利益な処分等が行われる場合には、その処分等を決める前に、その子ども本人から事情、意見を聴く場を設ける等の配慮がなされなければならない。

第 3 節 地域における子どもの権利の保障

(子どもの育ちの場等としての地域)

第 26 条 地域は、子どもの育ちの場であり、家庭、育ち・学ぶ施設、文化、スポーツ施設等と一体となってその人間関係を豊かなものとする場であることを考慮し、市は、地域において子どもの権利の保障が図られるよう子どもの活動が安全の下で行うことができる子育て及び教育環境の向上を目指したまちづくりに努めるものとする。

2 市は、地域において、子ども、その親等、施設関係者その他住民がそれぞれ主体となって、地域における子育て及び教育環境に係る協議その他の活動を行う組織の整備並びにその活動に対し支援に努めるものとする。

(子どもの居場所)

第27条 子どもには、ありのままの自分であること、休息して自分を取り戻すこと、自由に遊び、若しくは活動すること又は安心して人間関係をつくり合うことができる場所(以下「居場所」という。)が大切であることを考慮し、市は、居場所についての考え方の普及並びに居場所の確保及びその存続に努めるものとする。

2 市は、子どもに対する居場所の提供等の自主的な活動を行う市民及び関係団体との連携を図り、その支援に努めるものとする。

(地域における子どもの活動)

第28条 地域における子どもの活動が子どもにとって豊かな人間関係の中で育つために大切であることを考慮し、市は、地域における子どもの自主的な活動を奨励するとともにその支援に努めるものとする。

第4章 子どもの参加

(子どもの参加の促進)

第29条 市は、子どもが市政等について市民として意見を表明する機会、育ち・学ぶ施設その他活動の拠点となる場でその運営等について構成員として意見を表明する機会又は地域における文化・スポーツ活動に参加する機会を諸施策において保障することが大切であることを考慮して、子どもの参加を促進し、又はその方策の普及に努めるものとする。

(子ども会議)

第30条 市長は、市政について、子どもの意見を求めるため、川崎市子ども会議(以下「子ども会議」という。)を開催する。

2 子ども会議は、子どもの自主的及び自発的な

取組により運営されるものとする。

3 子ども会議は、その主体である子どもが定める方法により、子どもの総意としての意見等をまとめ、市長に提出することができる。

4 市長その他の執行機関は、前項の規定により提出された意見等を尊重するものとする。

5 市長その他の執行機関は、子ども会議にあらゆる子どもの参加が促進され、その会議が円滑に運営されるよう必要な支援を行うものとする。

(参加活動の拠点づくり)

第31条 市は、子どもの自主的及び自発的な参加活動を支援するため、子どもが子どもだけで自由に安心して集うことができる拠点づくりに努めるものとする。

(自治的活動の奨励)

第32条 施設設置管理者は、その構成員としての子どもの自主的な活動を奨励し、支援するよう努めなければならない。

2 前項の自主的な活動による子どもの意見等については、育ち・学ぶ施設の運営について配慮されるよう努めなければならない。

(より開かれた育ち・学ぶ施設)

第33条 施設設置管理者は、子ども、その親等その他地域の住民にとってより開かれた育ち・学ぶ施設を目指すため、それらの者に育ち・学ぶ施設における運営等の説明等を行い、それらの者及び育ち・学ぶ施設の職員とともに育ち・学ぶ施設を支え合うため、定期的に話し合う場を設けるよう努めなければならない。

(市の施設の設置及び運営に関する子どもの意見)

第34条 市は、子どもの利用を目的とした市の施設の設置及び運営に関し、子どもの参加の方法等について配慮し、子どもの意見を聴くよう努めるものとする。

第5章 相談及び救済

(相談及び救済)

第35条 子どもは、川崎市人権オンブズパーソンに対し、権利の侵害について相談し、又は権利の侵害からの救済を求めることができる。

2 市は、川崎市人権オンブズパーソンによるもののほか、子どもの権利の侵害に関する相談又は救済については、関係機関、関係団体等との連携を図るとともに子ども及びその権利の侵害の特性に配慮した対応に努めるものとする。

第6章 子どもの権利に関する行動計画

(行動計画)

第36条 市は、子どもに関する施策の推進に際し子どもの権利の保障が総合的かつ計画的に図られるための川崎市子どもの権利に関する行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するものとする。

2 市長その他の執行機関は、行動計画を策定するに当たっては、市民及び第38条に規定する川崎市子どもの権利委員会の意見を聴くものとする。

(子どもに関する施策の推進)

第37条 市の子どものに関する施策は、子どもの権利の保障に資するため、次に掲げる事項に配慮し、推進しなければならない。

- (1) 子どもの最善の利益に基づくものであること。
- (2) 教育、福祉、医療等との連携及び調整が図られた総合的かつ計画的なものであること。
- (3) 親等、施設関係者その他市民との連携を通して一人一人の子どもを支援するものであること。

第7章 子どもの権利の保障状況の検証

(権利委員会)

第38条 子どもに関する施策の充実を図り、子どもの権利の保障を推進するため、川崎市子ど

もの権利委員会（以下「権利委員会」という。）を置く。

2 権利委員会は、第36条第2項に定めるもののほか、市長その他の執行機関の諮問に応じて、子どもに関する施策における子どもの権利の保障の状況について調査審議する。

3 権利委員会は、委員10人以内で組織する。

4 委員は、人権、教育、福祉等の子どもの権利にかかわる分野において学識経験のある者及び市民のうちから、市長が委嘱する。

5 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 第4項の委員のほか、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、権利委員会に臨時委員を置くことができる。

8 委員及び臨時委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

9 前各項に定めるもののほか、権利委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(検証)

第39条 権利委員会は、前条第2項の諮問があったときは、市長その他の執行機関に対し、その諮問に係る施策について評価等を行うべき事項について提示するものとする。

2 市長その他の執行機関は、前項の規定により権利委員会から提示のあった事項について評価等を行い、その結果を権利委員会に報告するものとする。

3 権利委員会は、前項の報告を受けたときは、市民の意見を求めるものとする。

4 権利委員会は、前項の規定により意見を求めるに当たっては、子どもの意見が得られるようその方法等に配慮しなければならない。

5 権利委員会は、第2項の報告及び第3項の意見を総合的に勘案して、子どもの権利の保障の状況について調査審議するものとする。

6 権利委員は、前項の調査審議により得た検証の結果を市長その他の執行機関に答申するものとする。

(答申に対する措置等)

第40条 市長その他の執行機関は、権利委員会からの答申を尊重し、必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、前条の規定による答申及び前項の規定により講じた措置について公表するものとする。

第8章 雑則

(委任)

第41条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長その他の執行機関が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(権利侵害からの救済等のための体制整備)

2 市は、子どもに対する権利侵害の事実が顕在化しにくく認識されにくいことと併せ、子どもの心身に将来にわたる深刻な影響を及ぼすことを考慮し、子どもが安心して相談し、救済を求めることができるようにするとともに、虐待等の予防、権利侵害からの救済及び回復等を図ることを目的とした新たな体制を早急に整備する。

附 則 (平成13年6月29日条例第15号)

この条例の施行期日は、市長が定める。

(平成14年3月29日規則第33号で平成14年5月1日から施行)

附 則 (平成14年3月28日条例第7号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年3月24日条例第7号) 抄

この条例は、公布の日から施行する。

7 第8期川崎市子どもの権利委員会 委員名簿

(敬称略、五十音順)

氏名	分野	備考
安 ウンギョン	平成国際大学 専任講師	
五十嵐 努	市民委員	
加藤 悦雄	大妻女子大学 教授	副委員長 調査部会長
金子 あかね	子育て支援活動（びんずネット代表）	
霜倉 博文	白山愛児園施設長	
蔣 香梅	川崎市国際交流協会 相談員	
鈴木 秀洋	日本大学 教授	委員長 行動計画部会長
高石 啓人	日本大学 助教	
出口 早百合	市民委員	
畑 福生	弁護士（神奈川県弁護士会）	

令和7（2025）年4月1日現在

任期：令和4（2022）年10月1日～令和7（2025）年9月30日

子どもの相談及び救済機関の利用促進（答申）
令和7（2025）年4月

第8期川崎市子どもの権利委員会

[事務局] 川崎市こども未来局青少年支援室
（青少年育成・子どもの権利担当）

〒 210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電話 044-200-2344 F A X 044-200-3931